葛飾区国民保護計画 〔改定版〕

平成28年6月

葛飾区

計画編

葛飾区国民保護計画

目 次

第1編	糸	念論			1
第1章	章 計画	iの目的			1
第2章	豆 区の	責務、計画	画の位置づけ、構成	芝等	1
	1 区のす	責務及び区	国民保護計画の位	置づけ	1
	2 計画	の構成			2
	3 計画	の見直し、	変更手続き		2
第3章	重 国民	保護措置	こ関する基本方針		3
第4章	重 関係	機関の事績	努又は業務の大綱等	<u> </u>	5
第5章	豆 区の	地理的、礼	土会的特徴		9
第6章	至 区国	民保護計画	画が対象とする事態	3	1 1
	1 武力!	攻撃事態			1 1
	2 緊急	付処事態			1 3
	3 NBC	を使用し7	と攻撃		1 4
第2編	平素	きからの	備え		
第1章	組織・f	本制の整備	等		1 6
第1	区におり	ナる組織・	体制の整備		1 6
	1 区の行	各部局室に	おける平素の業務		1 6
	2 区職員	員の参集基	準等		1 6
	3 消防	の初動態勢	の把握等		1 9
	4 国民(の権利利益	の救済に係る手続	き等	1 9
第2	関係機関	関との連携	体制の整備		2 0
	1 基本的	内考え方			2 0
	2 都との	の連携			2 0
	3 近隣国	区市との連	携		2 1
	4 指定公	公共機関等	との連携		2 1
	5 事業原	所に対する	支援		2 2
	6 自主图	方災組織 (防災市民組織)等	に対する支援	2 2
第3	通信の研	雀保			2 3
第4	情報収集	集・提供等	の体制整備		2 4
	1 基本的	内考え方			2 4
	2 警報等	等の伝達に	必要な準備		2 5
	3 安否 [青報の収集	、整理及び提供に	必要な準備	2 7
	4 被災 1	青報の収集	・報告に必要な準	備	2 8

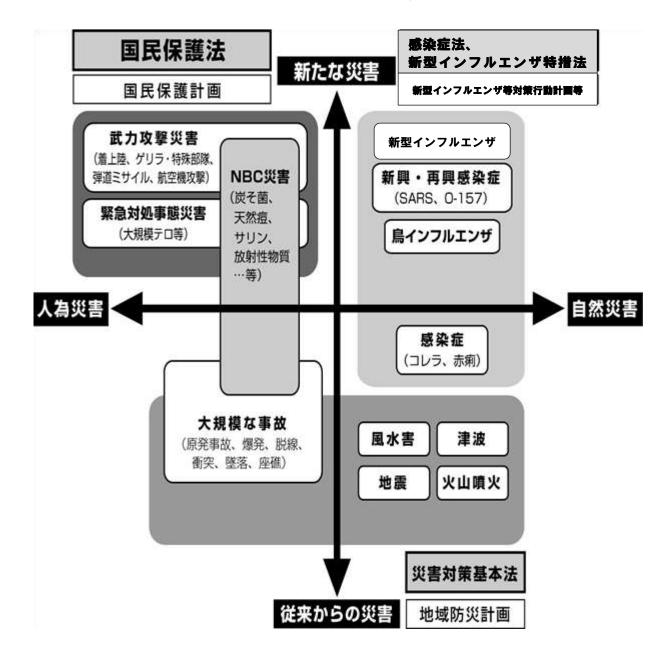
第5	特	殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	3 0
第6	研付	修及び訓練	3 1
	1	研修	3 1
	2	訓練	3 1
第2	章 注	壁難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	3 3
	1	避難に関する基本的事項	3 3
	2	避難実施要領のパターンの作成	3 5
	3	救援に関する基本的事項	3 5
	4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	3 5
	5	避難施設の指定への協力	3 7
	6	生活関連等施設の把握等	3 7
第3	章	物資及び資材の備蓄、整備	3 9
	1	区における備蓄	3 9
	2	区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	3 9
第4	章	国民保護に関する啓発	4 0
	1	国民保護措置に関する啓発	4 0
	2	住民がとるべき行動等に関する啓発	4 0
	3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	4 1
第3編	武	力攻撃事態等への対処	4 2
第1	章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	4 2
	1	事態認定前における危機管理初動対策会議等の設置及び初動措置	4 2
	2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	4 4
第 2	章	区国民保護対策本部の設置等	4 5
	1	区国民保護対策本部の設置	4 5
	2	通信の確保	4 9
	3	特殊標章等の交付及び管理	4 9
第3	章	関係機関相互の連携	5 0
	1	国・都の対策本部との連携	5 0
	2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	5 0
	3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 1
	4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 1
	5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 2
	6	区の行う応援等	5 2
	7	自主防災組織(防災市民組織)等に対する支援等	5 2
	8	住民への協力要請	5 3
第4	章 [国民の権利利益の救済に係る手続き	5 4

第5章	警報及び避難の指示等	5 5
第1	警報の伝達等	5 5
	1 警報の内容の伝達・通知	5 5
	2 警報の内容の伝達方法	5 6
	3 緊急通報の伝達及び通知	5 7
第 2	避難住民の誘導等	5 8
	1 避難の指示の伝達	5 8
	2 避難実施要領の策定	5 9
	3 避難住民の誘導	6 1
	4 想定される避難の形態と区による誘導	6 4
第6章	救援	6 9
	1 救援の実施	6 9
	2 関係機関との連携	6 9
	3 救援の程度及び方法の基準	6 9
	4 救援の内容	7 0
第7章	安否情報の収集・提供	7 4
	1 安否情報の収集	7 4
	2 都に対する報告	7 5
	3 安否情報の照会に対する回答	7 5
	4 日本赤十字社に対する協力	7 6
第8章	武力攻撃災害への対処	7 7
第1	武力攻撃災害への対処	7 7
	1 基本的考え方	7 7
	2 武力攻撃災害の兆候の通報	7 7
第 2	応急措置等	7 8
	1 退避の指示	7 8
	2 警戒区域の設定	8 1
	3 応急公用負担等	8 2
	4 消防に関する措置等	8 2
第3	生活関連等施設における災害への対処等	8 4
	1 生活関連等施設の安全確保	8 4
	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 4
第4	NBC 攻撃による災害への対処等	8 6
第9章	被災情報の収集及び報告	8 9
第10章	保健衛生の確保その他の措置	9 1
	1 保健衛生の確保	9 1
	2 廃棄物の処理	9 2
第11章	国民生活の安定に関する措置	9 3

	1	生活関連物資等の価格安定	93
	2	避難住民等の生活安定等	9 3
	3	公共施設(道路等)の適切な管理	93
第4編	复旧		9 4
第1章	応	急の復旧	9 4
	1	基本的考え方	9 4
	2	公共施設の応急の復旧	9 4
第2章	武	力攻撃災害の復旧	9 5
第3章	国	民保護措置に要した費用の支弁等	9 5
	1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 5
	2	損失補償及び損害補償	9 6
	3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 6
第5編	緊急	対処事態(大規模テロ等)への対処	9 7
第1章	初	動対応力の強化	9 8
71.	1	危機管理体制の強化	98
	2	対処マニュアルの整備	98
	3	発生現場における連携協力のための体制づくり	9 9
	4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	9 9
	5	装備・資材の備蓄	9 9
	6	訓練等の実施	9 9
	7	住民・昼間区民への啓発	100
第2章	平日	時における警戒	101
>1 v = 1	1	危機情報等の把握・活用	101
	2	危機情報等の共有	101
	3	警戒対応	1 0 1
第3章		生時の対処	1 0 2
,,,,,,,	1		102
	2	区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われていない場合	102
	3	区危機管理対策本部による対応	103
	4	区緊急対処事態対策本部への移行	104
第4章		規模テロ等の類型に応じた対処	1 0 5
>14 + 1-	1	危険物質を有する施設への攻撃	1 0 5
	2	大規模集客施設等への攻撃	1 0 5
	3	大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)	1 0 6

4 大量殺傷物質による攻撃(生物剤)1075 大量殺傷物質による攻撃(化学剤)1086 交通機関を破壊手段とした攻撃109

《参考:災害の類型と関連法制》 東京都国民保護計画より



第1編総論

第1章 計画の目的

本計画は、葛飾区の区域において、武力攻撃事態や大規模テロ等から区民等の生命、身体及び 財産を保護し、区民生活や区民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、 武力攻撃災害への対処などの「国民の保護のための措置」を的確かつ迅速に実施することを目的 とする。

第2章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

葛飾区は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を 的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保 護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ

(1) 区の責務

区(葛飾区長及び葛飾区のその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び東京都の国民の保護に関する計画(以下「都国民保護計画」という。)を踏まえ、葛飾区の国民の保護に関する計画(以下「区国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 区国民保護計画の位置づけ

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

(3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が 実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定 める。

2 計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事熊等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処
- 資料編

3 計画の見直し、変更手続き

(1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、葛飾区国民保護協議会(以下「区国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 区国民保護計画の変更手続き

区国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事(以下「都知事」という。)に協議し、区議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第3章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、 以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する こととし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のもの に限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の 国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の 連携体制の整備に努める。特に、隣接する埼玉県、千葉県各市との連携に留意する。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、区は、自主防災組織(防災市民組織)の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護に ついて留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、 国民保護措置の対象であることに留意する。

(10) 災害対策のしくみを最大限に活用

区国民保護計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「葛飾区地域防災計画」 等により構築された災害対策のしくみを最大限に活用する。

区は、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等に あたり、災害対策との有機的な連携に配慮する。

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



○区の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱		
	1 国民保護計画の作成		
	2 国民保護協議会の設置、運営		
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営		
	4 組織・体制の整備、訓練		
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整そ		
古公豆	の他の住民の避難に関する措置の実施		
葛飾区	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関す		
	る措置の実施		
	7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の		
	武力攻撃災害への対処に関する措置の実施		
	8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施		
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施		

○都の事務(都国民保護計画より)

○都の事務(都国民保護計画より)			
機関の名称	事務又は事務の大綱		
	1 国民保護計画の作成		
	2 国民保護協議会の設置、運営		
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営		
	4 組織・体制の整備、訓練		
	5 警報の通知		
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区		
	域を超える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実		
	施		
東京都	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関す		
	る措置の実施		
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域		
	の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処		
	に関する措置の実施		
	9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他		
	の国民生活の安定に関する措置の実施		
	10 交通規制の実施		
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施		

○ 指定地方行政機関の事務(都国民保護計画より)

機関の名称	事務又は事務の大綱
	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
明書級人区屋口	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること
関東総合通信局	3 非常事態における重要通信の確保
	4 非常通信協議会の指導育成
	1 地方公共団体に対する災害融資
明士叶外口	2 金融機関に対する緊急措置の指示
関東財務局	3 普通財産の無償貸付
	4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
 	2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用剤(国有林材)の供給
	1 救援物資の円滑な供給の確保
関東経済産業局	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
	3 被災中小企業の振興
関東東北産業	1 危険物等の保全
保安監督部	2 鉱山における災害時の応急対策
	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
関東地方整備局	2 港湾施設の使用に関する連絡調整
	3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整
因不是刑刑	2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整
/\\/\\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	気象状況の把握及び情報の提供
	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
第三管区海上	2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等
保安本部	4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
	5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害 への対処に関する措置
関東地方	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
環境事務所	2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
. 	1 所管財産 (周辺財産) の使用に関する連絡調整
北関東防衛局	2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

○ 自衛隊の事務(都国民保護計画より)

機関の名称	事務又は事務の大綱
陸上自衛隊	
東部方面総監部	
海上自衛隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民 保護措置の支援等(避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への
横須賀地方総監部	保護指直の文援等(避無住民の誘導、避無住民の救援、武力攻撃火害への 対処、応急復旧など)
航空自衛隊	対処、心心後口なこ/
作戦システム運用隊	

○ 指定公共機関・指定地方公共機関の事務(都国民保護計画より)

機関の名称	事務又は事務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送従事者	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並
双 达從争名	びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
建 丛ず未行	2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
电双进口学来有	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者	
水道用水供給事業者	水の安定的な供給
工業用水道事業者	
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、	 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
港湾、空港の管理者	TATAL TREES CALL TO THE TATAL TO THE TATAL THE
	1 医療救護
	2 外国人の安否調査
日本赤十字社	3 赤十字救援物資の備蓄及び配分
	4 災害時の血液製剤の供給
	5 その他の救援
	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
日本銀行	3 金融機関の業務運営の確保に係る措置
日へ上が打!	4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
	5 各種措置に係る広報
	6 海外中央銀行等との連絡・調整

第5章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

葛飾区は、東京都の東北端に位置し、都心から約 10 kmにあり、東は江戸川を境に千葉県松戸市に、西は足立区、南は江戸川区・墨田区、北は大場川を境として埼玉県八潮市・三郷市にそれぞれ接している。

地形の特徴としては、南北に長く東西に短く、全域が平坦な低地と微高地で構成されている。

※ 資料2 葛飾区地図 [資 P4]

(2) 気候

葛飾区は、温帯気候に属し、年間の平均気温は16度程度である。雨期は梅雨期と9.10月頃の台風期との2回、湿度は夏期に高く冬期に低い気候である。

(3)人口分布(資料編)

※ 資料3 町丁名別の世帯と人口、年齢別人口 [資 P5・P6]

(4) 道路の位置等

葛飾区を通る広域的な主要幹線道路として、放射方向には千葉・茨城方面に至る水戸街道、千葉街道と合流し千葉方面に至る蔵前橋通りがあり、環状方向に足立区方面から江戸川区に至る環 七通りがある。また、首都高速中央環状線が区の荒川沿いを通っており、小菅・四つ木・平井大橋ランプがある。

区内の主要幹線道路としては、東西方向(放射方向)には水戸街道・蔵前橋通りのほか奥戸街道があり、南北方向(環状方向)には環七通りのほか平和橋通り、柴又街道がある。

※ 資料4 葛飾区道路図·鉄道路線図·船着場図 [資 P7]

(5) 鉄道の位置等

葛飾区には、上野・取手間を結ぶ JR 常磐線が区の北部を東西に走り、また、東京・銚子間を結ぶ JR 総武線本線及び御茶ノ水・千葉間を結ぶ JR 総武線が区の南部を東西に走っている。この 2 路線にはさまれた区中央部を、京成上野・成田空港間を結ぶ京成本線及び押上・青砥間を結ぶ京成押上線が東西に走っている。さらに、京成高砂・成田空港間を結ぶ北総線が区の東部を東西に走り、京成高砂・京成金町間を結ぶ京成金町線が南北に走っている。

※ 資料4 葛飾区道路図・鉄道路線図・船着場図 [資 P 7]

(6)消防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。

(7) その他

葛飾区は、埼玉県、千葉県との都県境に位置しており、隣接する松戸市、市川市、三郷市、八 潮市と防災協定を締結している。また、江戸川区、松戸市、市川市とは、2市2区情報交換会を 開催し、自治体間の意見交換や交流の機会を設けている。

葛飾区の地形は、河川等を境に埼玉県、千葉県と接しているため、他県の市への避難の際に橋 を通過することが必要な場合があり、円滑な避難の妨げとなる可能性がある。

第6章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC 兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

*N:核(物質) Nuclear B:生物剤 Biological C:化学剤 Chemical

本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や国内外の注目が集まる 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態(大規模なテロ等)への対処を重視する。

なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技会場や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、都内におけるサイバーテロ(*)の脅威が高まっている。サイバーテロは、区民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急対処事態に発展するおそれもあることから、都や関係機関等と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。

1 武力攻擊事態

区国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画において想定されている以下 に掲げる4類型を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

上記類型ごとの主な特徴は、以下の表のとおり

^(*) 武力攻撃やテロ等と併せてサイバーテロが行われた場合、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、住民の生命を脅かす状況も想定される。

事態類型	特徴
	≪攻撃目標となりやすい地域≫
	船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を
	有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
	航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能
	な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小
① 着上陸侵攻	型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやす
	いと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミ
多数の船舶等	サイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
をもって沿岸部	≪想定される主な被害≫
に直接上陸し	主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、
て、我が国の国	石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害
土を占領する攻	の発生が想定される。
撃	《被害の範囲・期間》
	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その
	期間も比較的長期に及ぶことが予想される。
	≪事態の予測・察知≫
	攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能
	である。
	≪攻撃目標となりやすい地域≫
② ゲリラや特	都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設など
殊部隊によ	に対する注意が必要である。
る攻撃	≪想定される主な被害≫
	少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることか
比較的少数	ら、主な被害は施設の破壊が考えられる。
の特殊部隊等	≪被害の範囲・期間≫
を潜入させ、重	被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目
要施設への襲	標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
撃や要人の暗	≪事態の予測・察知≫
殺等を実施す	警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努める
る攻撃	こととなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害
	が生ずることも考えられる。
③ 弾道ミサイ	≪攻撃目標となりやすい地域≫
ル攻撃	発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特
	定することは極めて困難である。
弾道ミサイ	≪想定される主な被害≫
ルを使用して	通常弾頭の場合には、NBC 弾頭の場合と比較して被害は局限され、家
我が国を直接	屋施設等の破壊、火災等が考えられる。
打撃する攻撃	≪被害の範囲・期間≫

弾頭の種類(通常弾頭または NBC 弾頭)により、被害の様相が大きく 異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 ≪事態の予測・察知≫ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 ≪攻撃目標となりやすい地域≫ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を 最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となるこ ④ 航空攻撃 とも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることも あり得る。 爆撃機及び ≪想定される主な被害≫ 通常弾頭の場合には、家屋・施設等の破壊、火災等が考えられる。 戦闘機等で我 が国の領空に ≪被害の範囲・期間≫ 侵入し、爆弾等 航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えら を投下する攻 れる。 墼 ≪事態の予測・察知≫ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易 であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難であ

2 緊急対処事態

区国民保護計画においては、緊急対処事態として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、 危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

上記類型ごとの主な特徴は、以下のとおり

事態類型	特徴
	○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出さ
	れ、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住
	民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)
	○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発
	及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフ
① 危険物質を有	ライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コ
する施設への攻撃	ンビナートは存在しない。)
	○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民
	への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染
	等社会経済活動に支障が生ずる。
	○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なもの
	となる。
② 大規模集客施	○ 大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列
設等への攻撃	車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩
以 寸 、	壊した場合には、人的被害は多大なものとなる。
③ 大量殺傷物質	○ 以下の「NBC を使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。
による攻撃	
	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴
	う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
④ 交通機関を破	○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するお
壊手段としたテロ	それがある。
	○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ラ
	イフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

3 NBC を使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC 攻撃(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。以下同じ。)が行われることも考慮する。

その場合の主な特徴は、以下のとおり

種別		特徴
	0	核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆
		風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期
		核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。
① 按丘兜4		ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に
① 核兵器	寸	比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害
		をもたらす。
	0	放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。
	0	原因となる放射性物質や、放射線種の特定が困難である。
	0	人に知られることなく散布することが可能である。
	0	生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することに
② 生物兵	9.0. <i>6</i> .65	より、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する
4 生物共	谷	恐れがある。
	0	生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等が挙げられ
		ている。
	\circ	急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難であ
		る。
	\circ	建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死
		傷者が発生する可能性がある。
(3) 化学兵装		地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリ
11年共	40寸	ン等の神経剤は地をはうように広がる。
	\circ	特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類に
		よって異なる。
	\circ	化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、
		イペリット等があげられている。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織 及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、 各部局室の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部局室における平素の業務

区の各部局室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。各部等が平素に行う業務は、葛飾区地域防災計画に定める業務に準拠して実施する。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部局室間の調整、企画立案等については、危機管理・ 防災担当部長等の国民保護担当責任者が行う。

【参考】東京消防庁(消防署)における平素の業務 (都国民保護計画より)

> 3 	7 L1 /	(品面及体版計画67)
機関の名称		平素の業務
	1	消防活動体制の整備に関すること
東京消防庁	2	通信体制の整備に関すること
第七消防方面本部	3	情報収集・提供体制の整備に関すること
本田消防署	4	消防団に関すること
金町消防署	5	装備・資機材の整備に関すること
	6	特殊標章の交付・管理に関すること(※)
	7	生活関連等施設、危険物質等(消防法に関するものに限る。)
	取扱所の安全化対策に関すること	
	8	事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること
	9	避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること
	10	都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

[※]東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

2 区職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に 万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる 体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する 必要があるため、東京消防庁(消防署)との間で構築されている情報連絡体制を踏ま えて当直等の整備を行うなど、速やかに区長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

(3) 区の体制及び職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動態勢の確立】

事態の状況	体制	体制	
事態認定無	区の全部局室での対応は不	担当課情報収集体制	
	な場合		
	全庁的に情報の収集、対応	危機管理初動対策会議	
	大規模事故が発生するなど	危機管理対策本部	
	保護に準じた措置を実施す		
事態認定有	国民保護対策本部設置の	区の全部局室での対応は不要だ	担当課情報収集体制
	通知を受ける前	が、情報収集等の対応が必要な	
		場合	
		全庁的に情報の収集、対応策の	危機管理初動対策会議
		検討等が必要な場合	
	国民保護対策本部設置の通	国民保護対策本部	

【本部員の構成】

体制	本部員の構成	
①担当課情報収集体制	危機管理担当課長及び危機管理係長	
②危機管理初動対策会議	・危機管理・防災担当部長(【代行者】第1順位:総務部長、第2順位:	
	政策経営部長、第3順位:地域振興部長)	
	・各部局庶務担当課長、広報課長、秘書課長、防災課長、危機管理担当	
	課長、地域防災担当課長、会計管理課長、監査事務局長、選挙管理委員	
	会事務局長、関係部課長	
	・広報課、総務課、防災課の庶務担当係長及び危機管理係長	
③国民保護対策本部	・本部長、本部員及び本部職員	
④危機管理対策本部	(本部職員は、別途定める基準に基づき参集する。)	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

区の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、災害対策用 PHS 等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区国民保護対策本部長、区国民保護対策副本部長及び区国民保護対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【区国民保護対策本部長、区国民保護対策副本部長及び区国民保護対策本部員の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員 (第2順位)	
本部長 (区長)	副区長	危機管理・防災担当部長	
副本部長 (副区長)	本部長が、必要があると認めるときに、本部員の中から指名す		
	る。		
本部員(参事又は専門参事の職	本部長が、本部職員	の中から指名する。	
層にある者。ただし、統括課長			
の職務に従事する者を除く。)			

(6) 本部の代替機能の確保

区は、区国民保護対策本部が被災した場合等、区国民保護対策本部を区庁舎内に設置できない場合に備え、区国民保護対策本部の代替施設を次のとおり指定する。

順位	施設名	場所
1	葛飾区総合スポーツセンター	奥戸 7-17-1
2	葛飾区水元総合スポーツセンター体育館	水元 1-23-1

(7)職員の所掌事務

区は、(3) ③・④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交替要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区国民保護対策本部を設置した場合においてその 機能が確保されるよう、以下の項目について検討する。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動態勢の把握等

(1) 東京消防庁(消防署)の初動体制の把握

区は、東京消防庁(消防署)からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁(消防署)との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び東京消防庁 (消防署)と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進 事例の情報提供等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その 他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとに、以下のとお り担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	総務課
(法第 159 条第 1 項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5	
	項)	
損害補償	国民への協力要請によるもの	
(法第 160 条)	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、	
	123条第1項)	
不服申立てに関すること。	(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6	3条、175条)	

※表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、 以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携 体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区市町村(埼玉県、千葉県の隣接市を含む)、指定公共機関及び 指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成す る国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、区国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署(担当局等名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑にできるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

区は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民 保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6)消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁(消防署)と緊密な連携を図る。

3 近隣区市との連携

(1) 近隣区市との連携

区は、近隣区市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、 近隣区市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関 し締結されている区市間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、 武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣区市 相互間の連携を図る。特に、埼玉県、千葉県の隣接市とは、都県境を越えた避難や救 援を行う場合の避難経路や運送手段等に関する情報共有について検討していく。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公 共団体に委託する場合を想定し、近隣区市等と平素から意見交換を行う。(*)

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の 連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災

^{*} 区内で相当な武力攻撃災害が発生し、一定地域の国民保護措置を十分に実施できない状況に陥った場合などが想定される。

害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素から の意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の 専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区域内の事業所における武力攻撃事態等の観点を 交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範 な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁(消防署)が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火 災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成な どの指導について、必要に応じて協力する。

6 自主防災組織(防災市民組織)等に対する支援

(1) 自主防災組織(防災市民組織)等に対する支援

区は、自主防災組織(防災市民組織)及び自治町会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織(防災市民組織)等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織(防災市民組織)等相互間及び、消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織(防災市民組織)等が行う消火、救助、救援等のための装備等の充実を図る。

なお、自主防災組織(防災市民組織)に対する指導、訓練を実施するにあたっては、 東京消防庁(消防署)の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を 行う。

(2) 自主防災組織(防災市民組織)以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 通信連絡手段・システム等

区は、葛飾区地域防災計画で整備された、次に掲げる通信連絡手段及びシステムを活用する。

- ·防災行政無線(固定系、地域系、移動系)
- 災害時優先電話
- · 災害対策用 PHS 電話
- 災害対策用衛星電話
- ・都の通信施設 (防災無線電話、無線 FAX、災害情報システム (DIS))
- ・緊急情報ネットワークシステム(Em-net)
- ・全国瞬時警報システム (J-ALERT)

(2) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(3) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び 伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体 制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時に、かつ、適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を 活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備

- ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を 含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、 地上系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信 設備を定期的に総点検する。

運用面

- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源 供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施 を図る。
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保 等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関 する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災

行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、 円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線や広報車両、ホームページやツイッター、フェイスブックをはじめ多様な手段を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3)情報の共有

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、 これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しな がらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

- ① 区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、自主防災組織(防災市民組織)、自治町会、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。
- ② 区長は、職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織(防災市民組織) 等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。
- ③ 警報の伝達に当たっては、広報車の使用、自主防災組織(防災市民組織)による伝達、自治町会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の 防災行政無線の充実を図る。

(3) 警察・消防との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察・消防との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して

住民に十分な周知を図る。

- (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備
 - ① 区は、都との役割分担を考慮し、区が警報の内容の伝達を行う区の区域内に所在する多数の者が利用する施設を確認する。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用する施設》

- ・大規模集客施設等 (駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等)
- ・大規模な繁華街
- · 大規模(高層)集合住宅街

(6) 民間事業者の協力

区は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、 都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みを PR すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報(以下参照)を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、 安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておく ものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

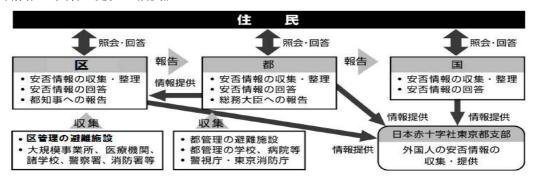
なお、安否情報の取扱いについては、プライバシー保護のため、法令や条例の規定に基づき厳正に取扱うものとする。

【収集・報告すべき情報】

避難住民(負傷した住民も同様)

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所 (郵便番号を含む。)
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①~⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ① 連絡先その他必要情報
- ② 親族・同居者からの照会に対する回答の希望
- 13 知人からの照会に対する回答の希望
- ④ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民(上記①~⑦に加えて)
 - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ ①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模 事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、 あらかじめ把握する。

○ 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施 設等からの収集など補完的に対応

・区・・・・ 区管理の避難施設

区の施設 (学校等)

医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等

・都・・・・・ 都管理の避難施設、都の施設(病院・学校等)

警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの(運転免許証、パスポート、写真入りの社 員証等)を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

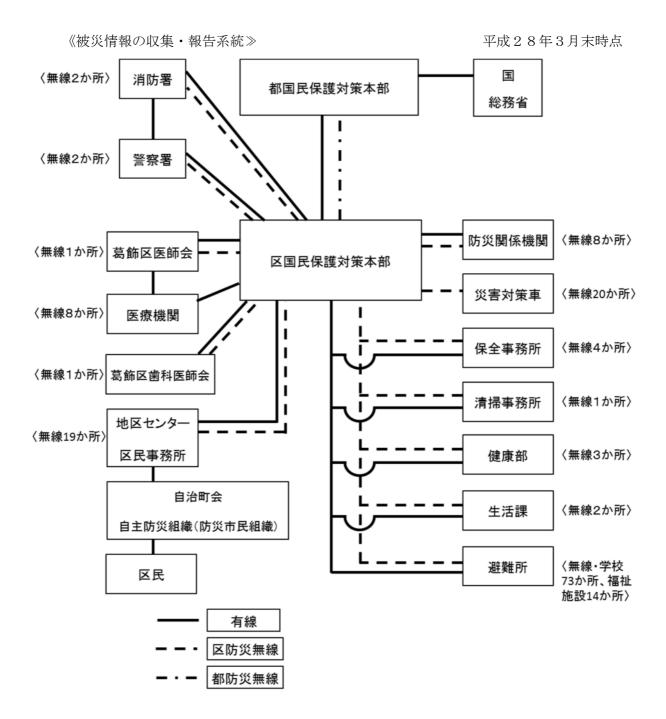
4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1)情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報(以下参照)の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

≪収集・報告すべき情報≫

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況



(2) 担当者の育成

区は、情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集や連絡における正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を実施する。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備(*)

区は、武力攻撃事態において、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章 及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付することとなる。このため、これら標 章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

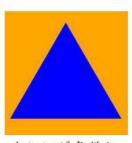
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青色の正三角形)。

イ 身分証明書

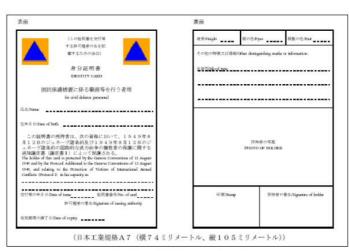
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



オレンジ色地に 青の正三角形



身分証明書のひな型

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」 に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付す

* 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務 又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用 される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別する ために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

る必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、特別区職員研修所等 の研修機関の研修課程を有効に活用する。

(2) 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員や自主防災組織(防災市民組織)のリーダーに対して国民 保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁の職員及び 学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区市(埼玉県、千葉県の隣接市を含む)、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を 実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携を図る。

(2)訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて 参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施 する。 また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 区国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区国民保護対策本部 設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- (3) 訓練に当たっての留意事項
- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織(防災市民組織)や自治町会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 区は、自主防災組織(防災市民組織)、自治町会などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 区は、都及び東京消防庁(消防署)と協力し、大規模集客施設(劇場、大規模な商業施設等)、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避 難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【区において集約・整理すべき基礎的資料】

• 住宅地図

人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ

・区内の道路網のリスト

避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト

・運送事業者に関するリスト

鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の輸送に関するデータ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ

・避難施設のリスト

避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト

・備蓄物資、調達可能物資のリスト

備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト

・ 生活関連等施設等のリスト

避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの

- ・関係機関(国、都、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- ・町会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 代表者等の自宅の住所、連絡先等
- ・消防機関のリスト

東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧

(2) 隣接する区市との連携の確保

区は、区の区域を超える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区市(埼玉県、 千葉県の隣接市を含む。)と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換 を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な災害 時要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、地震等災害発生時の組織体制にある「災害時要配慮者対策本部」に準じた横断的な組織を迅速に設置し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、屋外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、 事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避 難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関(警察、消防、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって(避難マニュアル)(平成18年1月)」や「「避難実施要領のパターン」作成の手引き(平成23年10月)」を参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、区の行う救援について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、 その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」 に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うととも に、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法

など

- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 河川 (河川名、船着場名、管理者の連絡先など)

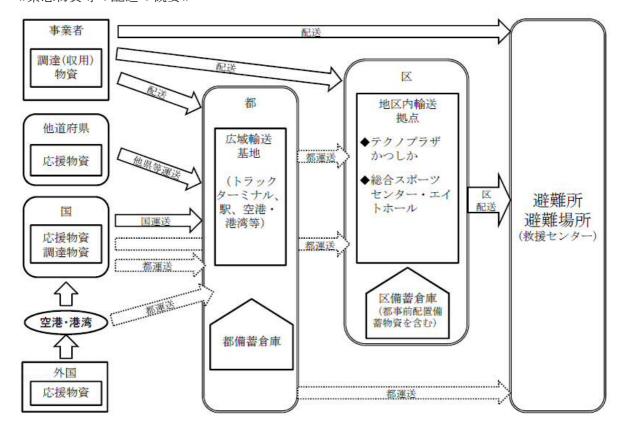
(2) 運送経路の把握等

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する 区の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、 緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

≪緊急物資等の配送の概要≫



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど 都に協力する。

≪避難施設の区分≫(都国民保護計画より)

区分	用途	施設 (例示)
	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指	・小、中、高等学校
避難所	示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・公民館
		• 体育館
		・劇場、ホール
		・コンベンション施設
		・地下鉄コンコース ※
		・地下街 ※ 等
	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサ	• 社会福祉施設 等
二次避難所	ービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配	
	慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	
`PD: ## + 1	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な	• 都立公園
避難場所	火災等からの一時的に避難するオープンスペース	• 河川敷 等

※地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有する とともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行う ために必要な情報を周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、その区域内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水他	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
第 27 条	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安	国土交通省
		施設	
	9号	ダム	国土交通省
	10 号	危険物質等(国民保護法施行令第 28 条)の取扱所	
	1号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒物・劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
第 28 条	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7 号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	8 号	毒物・劇物(薬事法)	文部科学省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置の ための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材 (*) については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、備蓄、調達を検討する。

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接 に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

^{*} 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備を行うこととされている。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、FM 放送、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、自主防災組織(防災市 民組織)の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域 の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応 能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティ ア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

- (1) 区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- (2) 区は、都が作成したパンフレット「テロや武力攻撃から身を守るために」等を活用し、都 と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行 動や避難誘導等について周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に 努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

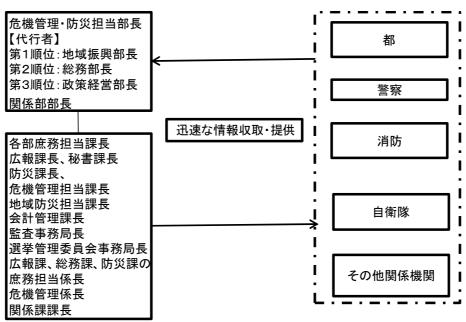
多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、 当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等や緊 急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため に、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・ 分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初 動体制について、以下のとおり定める。

- 1 事態認定前における危機管理初動対策会議等の設置及び初動措置
- (1) 危機管理初動対策会議等の設置
- ① 危機管理・防災担当部長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、 速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、区として的確かつ迅速に対処するため、 危機管理初動対策会議を設置する。

【危機管理初動対策会議の構成等】



※ 全庁的な情報の収集、対応策 の検討等にあたる

※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理・防災担当部長に報告するものとする。

② 危機管理初動対策会議は、警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理初動対策会議を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、危機管理初動対策会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

③ 区は、区国民保護対策本部の設置指定前にあって、原因不明の事案が発生した場合には危機管理対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

① 区は、危機管理初動対策会議において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、 消防等の活動状況を踏まえ、必要により、区危機管理対策本部を設置し、災害対策基本法 等に基づく避難の指示、警戒区域の設定等の応急措置を行う。

また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

- ② 区は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ③ 政府による事態認定がなされ、区に対し、区国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 都・他区市町村等への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の 区市町村等に対し支援を要請する。

(4)対策本部への移行に要する調整

危機管理初動対策会議等を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、区国民 保護対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに区国民保護対策本 部を設置して新たな態勢に移行するとともに、危機管理初動対策会議等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが区に関して国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、危機管理・防災担当部長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理初動対策会議等を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、危機管理・防災担当部長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、 関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区の区域に おいて事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 区国民保護対策本部の設置等

区は、区国民保護対策本部の設置指定があった場合、区国民保護対策本部を迅速に設置し、 区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区国民保護対策本部を設 置する場合の手順や区国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 区国民保護対策本部の設置

(1) 区国民保護対策本部の設置の手順

区国民保護対策本部の設置は、次の手順により行う。

① 区国民保護対策本部を設置すべき区の指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び都知事を通じて区国民保護対策 本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。

② 区長による区国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた区長は、直ちに区国民保護対策本部を設置する。(※事前に危機管理初動 対策会議等を設置していた場合は、区国民保護対策本部に切り替えるものとする(前述))。

③ 区国民保護対策本部員及び区国民保護対策本部職員の参集 区国民保護対策本部担当者は、区国民保護対策本部員、区国民保護対策本部職員等に対し、 緊急連絡網を活用し、区国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

④ 区国民保護対策本部の開設

区国民保護対策本部担当者は、区本庁舎庁議室に区国民保護対策本部を開設するとともに、 区国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。 (特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を 確認)。

区長は、区国民保護対策本部を設置したときは、区議会に区国民保護対策本部を設置した旨 を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及 び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

区は、区国民保護対策本部が被災した場合等区国民保護対策本部を区本庁舎内に設置できない場合は、区国民保護対策本部を下記の代替施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更することができる。下記施設に設置できない場合は、区長の判断により他の施設に変更することができる。

また、区の区域外への避難が必要で、区の区域内に区国民保護対策本部を設置することができない場合には、都と区国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

順位	施設名	場所
1	葛飾区総合スポーツセンター	奥戸7-17-1
2	葛飾区水元総合スポーツセンター体育館	水元1-23-1

(2) 区国民保護対策本部を設置すべき区の指定の要請等

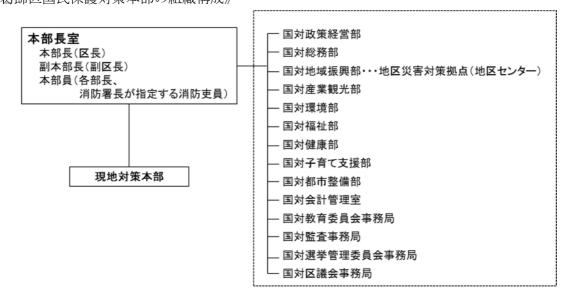
区長は、区に対して区国民保護対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区国民保護対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

(3) 区国民保護対策本部の組織構成及び機能

区国民保護対策本部の組織構成は以下のとおりとする。

各部局室の事務は、葛飾区災害対策本部に関する規則(平成 15 年 5 月 30 日葛飾区規則第 54 号)で定める事務に準拠して行う。

※ 資料 5 葛飾区災害対策本部に関する規則で定める事務 [資 P8~P1 1]《葛飾区国民保護対策本部の組織構成》



【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁(消防署)の業務 (都国民保護計画より)

機関の名称		分掌事務
	1	火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。
東京消防庁	2	消火、救助・救急に関すること。
第七消防方面本部	3	危険物等の措置に関すること。
本田消防署	4	避難住民の誘導に関すること。
金町消防署	5	警報伝達の協力に関すること。
	6	消防団との連携に関すること。
	7	生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。
	8	前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

(4) 区国民保護対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時に、かつ、適

切な情報提供や行政相談を行うため、区国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

【区国民保護対策本部における広報体制】

① 広報班の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報班」を設置

② 広報手段

広報紙、かつしか FM、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報 手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸すること のないよう迅速に対応すること

イ 区国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応 じて、区長自ら記者会見を行うこと。

- ウ 都と連携した広報体制を構築すること。
- ④ 関係する報道機関への情報提供
- ※ 資料 6 関係報道機関の連絡先 [資 P 1 2]

(5) 区国民保護現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部と の連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、区国民保護対策本部 の事務の一部を行うため、区国民保護現地対策本部を設置する。

区国民保護現地対策本部長や区国民保護現地対策本部員は、区国民保護対策副本部長、区国 民保護対策本部員その他の職員のうちから区国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携 し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

≪参加機関の例≫

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

≪実施内容≫

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動(避難誘導の実施等)の連携のための調整等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 区国民保護対策本部長の権限

区国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の 国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確か つ迅速な実施を図る。

① 区の区域内の国民保護措置に関する総合調整

区国民保護対策本部長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

区国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。(*)また、区国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

区国民保護対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関 し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区国民保護対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施する ため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置 の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 区国民保護対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び都知事を経由して区国民保護対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区国民保護対策本部を廃止する。

2 通信の確保

* 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

(1)情報通信手段の確保

区は、災害時優先電話、災害対策用衛星電話、災害対策用 PHS 電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区国民保護対策本部と区国民保護現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2)情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設 の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン (平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参 事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す 職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 区長

- ・ 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 水防管理者

- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊 標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会 (*) を開催する場合には、区国民保護対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めると きは、都知事その他都の執行機関(以下「都知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国 民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内 容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要がある と認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行 うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指

^{*} 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、 自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。

また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した 部隊とも、区国民保護対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の区市町村長等への応援の要求
 - ① 区長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。
 - ② 区長等は、応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2)都への応援の要求

区長等は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、 平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方 行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、 当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、 他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 区は、(1) の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1) の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 区の行う応援等

- (1) 他の区市町村に対して行う応援等
 - ① 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を議会に報告するとともに公示を行い、都に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、 設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することが できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場 合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織(防災市民組織)等に対する支援等

(1) 自主防災組織(防災市民組織)等に対する支援

区は、自主防災組織(防災市民組織)による警報の内容の伝達、自主防災組織(防災市民組織)や自治町会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織(防災市民組織)に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアの情報提供、ボランティアの活動への配慮を行い、その技能等の効果的な活用を図る。

葛飾区社会福祉協議会は、葛飾区の要請を受け、男女平等推進センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れ、ニーズ等の情報把握、ボランティア活動の調整等を行う。

東京都は、東京都災害ボランティアセンター (*) を設置・運営し、区の災害ボランティアセンターに対し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を実施する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望する ものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、 住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力をす る者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

^{*} ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援するため、都が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置・運営する災害ボランティアセンター。

第4章 国民の権利利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その 他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応 するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲

		担当課
損失補償	損失補償 特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	
(法第 159 条第 1 項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)		
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	
損害補償	員害補償 国民への協力要請によるもの	
(法第 160 条)	(法第 70 条第 1·3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第	
	1項)	
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		
訴訟に関すること。(法第6条、175条)		

※表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、葛飾区文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の 迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等 に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

(1) 警報の内容の伝達等

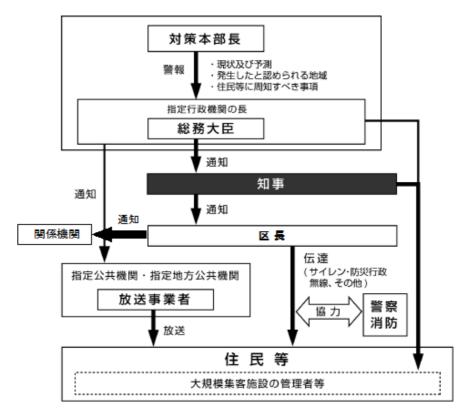
①区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自主防災組織(防災市民組織)、自治町会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

②区は、都と協力して、区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ (http://www.city.katsushika.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。

※ 区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、原則として以下の要領により行う。
 - ①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合 この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で 吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの 掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、自主防災組織(防災市民組織)による各世帯への伝達、自治町会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 区長は、警報の内容の伝達にあたり、東京消防庁(消防署)の協力が得られるよう、その 消火活動及び救助活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東 京消防庁(消防総監又は消防署長)の所轄の下に行動するものとする。

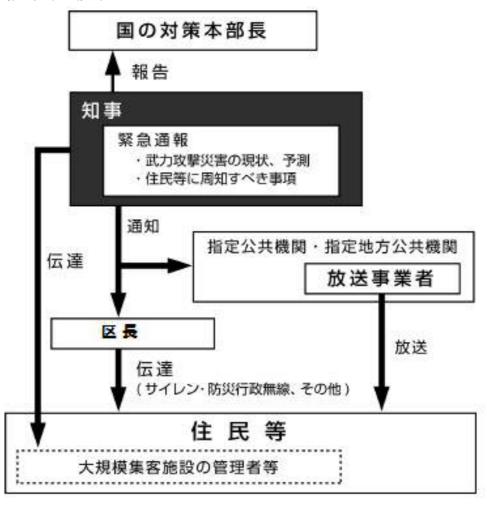
また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁(警察署)と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要配慮者について、防災・福祉・外国人担当部署との連携の下で、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレン は使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

≪緊急通報の発令の概要≫

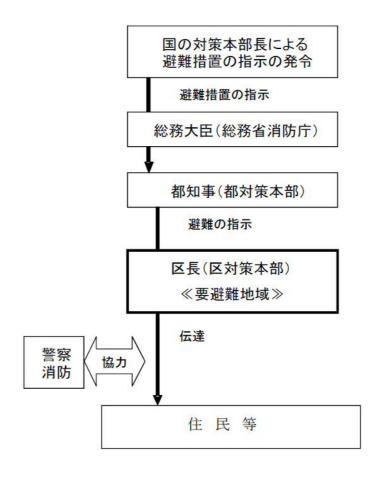


第2 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- (1) 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- (2) 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- ※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。 (都国民保護計画から一部抜粋) ≪避難の指示の流れ≫



※ 他の都道府県への避難に関する調整は都知事の所掌事項とされている。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

①区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、都、警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に 留意する。

②避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領に おいて定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、 避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 区職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ① 避難住民の携行品、服装
- ② 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
- ① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定 地方公共機関等による運送)
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合) (都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時集合場所の選定)
- ⑥ 災害時要配慮者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の 使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(都対策本部との調整、国の対策本部 長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズ が競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるよう に、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

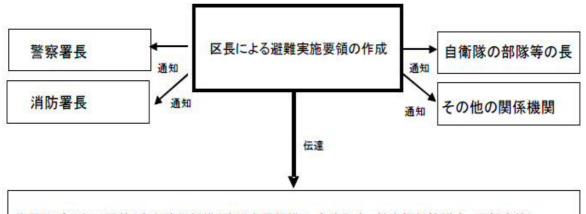
この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は、直ちに、その内容を区内の警察署長、消防署長及び自衛隊東京地方協力本部 長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



住民及び公私の団体(自主防災組織(防災市民組織)、自治町会、社会福祉協議会、医師会等)

3 避難住民の誘導

(1) 区長による避難住民の誘導

① 区長は、避難実施要領で定めるところにより、消防総監(消防署長)及び消防団長と協力して、避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織(防災市民組織)、自治町会、学校、 事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。さらに、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、特殊標章等を携行させる。

② 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監(消防署長)の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊 の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織(防災市民組織)等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織(防災市民組織)や自治町会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時かつ適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等要配慮者への対応

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、地震等災害発生時の組織体制にある「災害時要配慮者対策本部」に準じた横断的な組織を迅速に設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる区職員は、警察職員及び消防職員・団員と共に、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

区は、原則、区域内に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

区は、警視庁(警察署)が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警視庁(警察署)と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設 内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について て(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜 産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- 危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、 住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

① 区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

- ② 区長は、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合する など広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など当該区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地 方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求め に応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指 定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

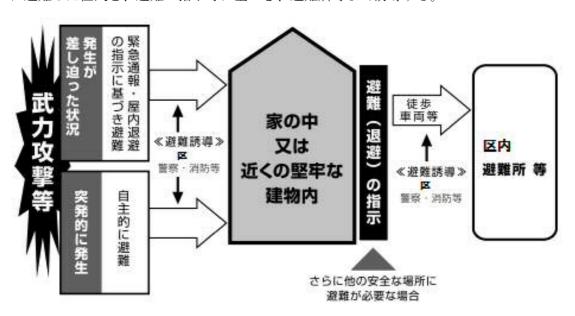
区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領(復帰実施要領)を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合 ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

① 屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的にあるいは当初の屋内避難(退避)の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による 避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本
- ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一 時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要
- ・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠 また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制 を活用するなど、柔軟に対応
- ・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関

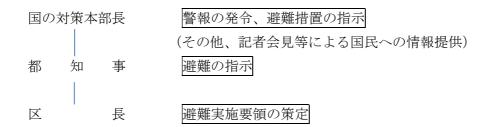
からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭、BC 弾頭)

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅 舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難 実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を 指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

航空攻擊 (通常爆弾等)

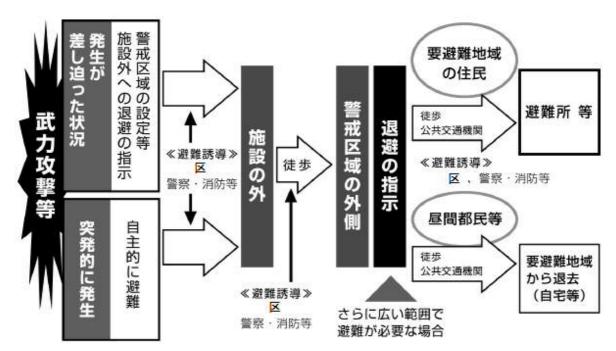
弾道ミサイル攻撃に準じる。

緊急対処事態 (大規模テロ等)

緊急対処事態(大規模テロ等)への対処で記述

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難(退避)の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



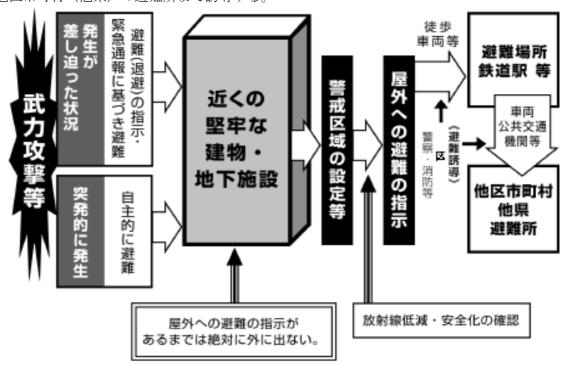
≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

緊急対処事態(大規模テロ等(NBC 攻撃を伴う場合を含む))

大規模テロ等(緊急対処事態)への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て他区市町村(他県)の避難所まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

弾道ミサイル攻撃 (核弾頭)

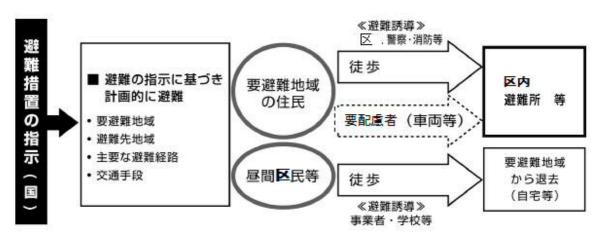
- ・攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅ろうな建物・地下施設等に避難
- ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる
- ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示(風下をさけ極力風向きと垂直方向)がなされる
- ・区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避 難実施要領を策定し、避難住民を誘導

航空攻撃 (核弾頭)

弾道ミサイル攻撃(核弾頭)に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。



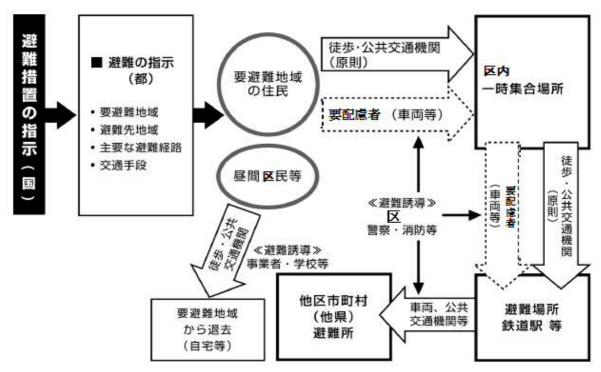
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃 (施設占拠に伴う周辺住民の避難等)

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村(他県)まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りなが ら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に 救援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村 との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤 十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び 方法の基準」(平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び都国 民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、 都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

区は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域に避難 所を開設する。

(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)

女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。

イ 避難所・二次避難所の管理

区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の 設備等を適切に保全する。

(都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。)

ウ 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。なお、小中学校を避難所とした場合は、必要に応じて地域防災計画における学校避難所運営会議と連携の上、業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・区に対する物資・資材等の要請 等
- エ 都対策本部 (避難所支援本部 (*)) への報告

区は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部(都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部)へ報告のうえ、 救援物資の供給等を要請する。

^{*} 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

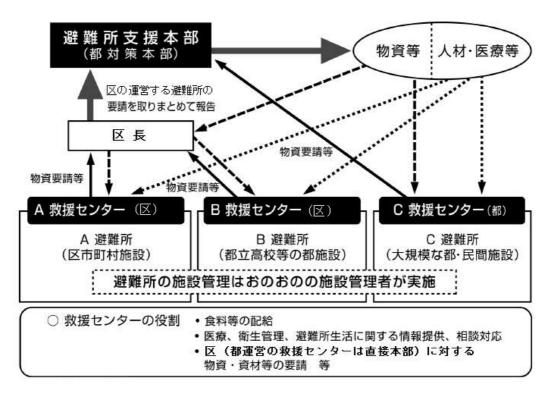
避難所支援本部は、区市町村等を通じて(都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる。)、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

[・]救援物資(食品、飲料水、生活必需品等)の供給

[・]応急医療の提供

[・]学用品の供給

[・]避難所における保健衛生の確保等



② 応急仮設住宅等の設置、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品(都の事前配置品を含む。)又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、区は、都に対して応急給水を 要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。 区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

• 医薬品、医療資材の補充

- ・ 都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。 医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 火葬及び遺骨の保管

区は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

区は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により 応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与 すべき必要量を把握し都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の捜索

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

(10) 遺体の取扱い

区は、警視庁等関係機関と連携して、遺体安置所の開設、遺体の搬送、収容等を行う。 区は、遺体の取扱い方法(遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置)等につ いて、都、警視庁等と必要な調整を行う。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

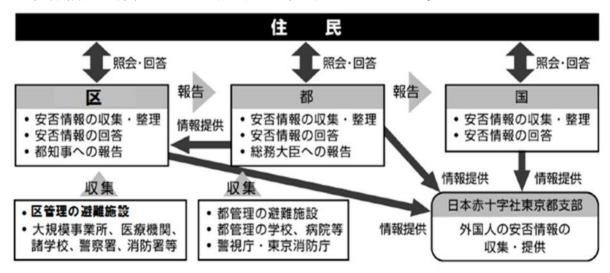
区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、 竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去すること ができない場合、都と協力し (*) これらを除去する。

^{*} 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れは、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。)に規定する様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

※ 資料7-1、2 省令様式第1号及び第2号 [資P13・P14]

≪収集の役割分担≫

・区・・・・・・区管理の避難施設、区の施設(学校等)

医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等

・都・・・・・・都管理の避難施設、都の施設(病院・学校等)

警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下「安否情報システム」という。)への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

※ 資料7-3 省令様式第3号 [資P15]

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者(以下「照会者」という。)が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ※ 資料7-4 省令様式第4号 [資P16]

(2) 照会者の本人確認

- ① 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、 本人であることを証する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証等)を窓口において提 出又は提示させる。
- ② 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する

書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別(以下「4情報」という。)について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。 なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を統合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ① 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③ 区は、安否情報の回答を行った場合には、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。
- ※ 資料7-5 省令様式第5号 [資P17]

(4) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人 に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、 情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の 死傷者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専 門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除 し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請 する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や安全の確保 のための措置を検討する。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 都知事への通知

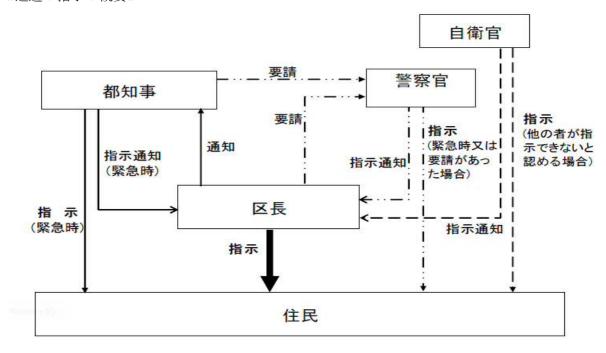
区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、警察官又は東京消防庁職員から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

≪退避の指示の概要≫



(1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要がある と認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。^(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示(例)】

「 $\bigcirc\bigcirc$ ×丁目、 $\triangle\triangle\bigcirc$ 丁目」地区の住民については、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区の $\triangle\triangle$ (一時)避難場所へ退避すること。

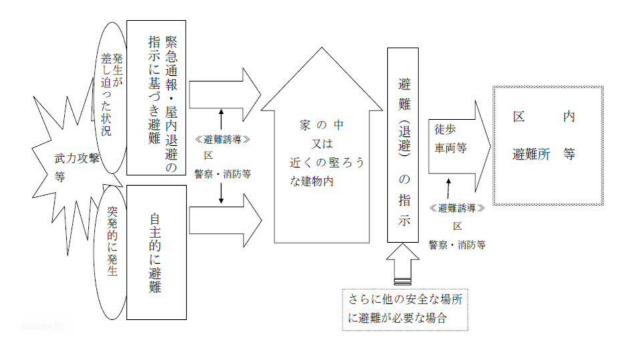
^{*} 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

① 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる 方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」 は、次のような場合に行うものとする。

- ア NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、 屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合に おいて、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少な いと考えられるとき。

≪屋内退避のイメージ≫



【屋内退避の指示(例)】

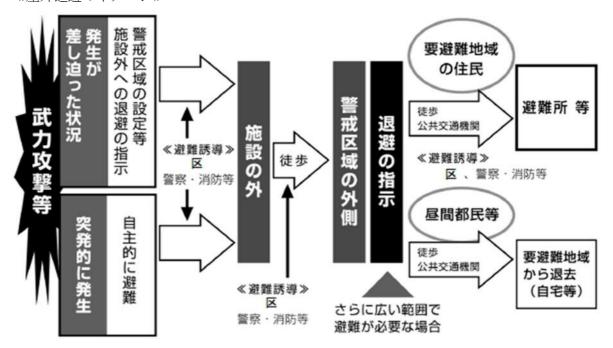
「○○×丁目、△△○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の 堅ろうな建物や地下街など屋内に一時退避すること。

② 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避(避難所等への退避)」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

・駅や大規模集客施設などの施設の中で、NBC 攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内に留まると汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

≪屋外退避のイメージ≫



【屋外退避の指示(例)】

○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて 駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 区長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、かつしか FM、広報車等により速 やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の 指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 区長は、都知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 区長は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及 び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最 新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関及び自衛隊等と現地連絡調整所等において 連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 区長は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 区長は、警戒区域の設定に際しては、区国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。 また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示版等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
 - 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち 入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡 調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 区長は、都知事、警察官又は自衛官からの警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動 する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれが あると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必 要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示す る。

(2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、 次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や 被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われる よう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を 守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、都国民保護計画に おいて定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総 監が行う。
- ・東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

① 区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区国民保護対策本部に集約し、全ての 最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全 の確保のための必要な措置を行う。

その際、区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、 区国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

② 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全 確保のための取組みを促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区国民保護対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全 確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)、その他の 行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めると きは、その取扱者に対し、下記に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべき ことを命ずる。

ただし、消防法第2条第7項の危険物に係る下記①の措置については、同法に基づき、また、 ②及び③の措置については、国民保護法に基づき、東京消防庁が行う。

なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区 対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について区長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者(区長が登録

を行う者に限る。) が取り扱うもの

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、(1)に掲げる①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC 攻撃による災害への対処等

区は、NBC 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。 このため、NBC 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

区長は、NBC 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3)関係機関との連携

区長は、NBC 攻撃が行われた場合は、区国民保護対策本部において、警視庁、東京消防庁、 自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に 関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

区は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に 留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

被災情報の収集は、区が保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で行う。

② 生物剤による攻撃の場合

区は、区が保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関が行う汚染の原 因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、 健康部による消毒等の措置を行う。

区の危機管理担当課は、生物剤を用いた攻撃の特殊性 (*) に留意し、生物剤の散布等による 攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康部と 緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイラ ンス (疾病監視) による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

区は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等 に資する情報収集などの活動を、区が保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で行 う。

(5) 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

^{* 【}生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

法108条第1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		・封鎖
6 号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて 人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫っ た必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通 知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項 を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体(上記表中第5号及び第6号
	に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

区長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 区は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 区は、情報収集に当たっては警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)との連絡を密にする。
- (3) 区は、収集した被災情報の第一報を、都 (*) に対し次の様式を用いて、電子メール、FAX 等により直ちに報告する。
- (4) 区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次の様式を用いて、電子メール、FAX 等により都が指定する時間に対し報告する。 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

^{*} 災害の状況により都(対策本部)に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害(第 報)

平成 年 月 日 時 分

葛飾区

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
- (1) 発生日時 平成 年 月 日
- (2) 発生場所 ○○区△△A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

人的被害		住家被害		その他		
死者	行方	負傷者		全壊	半壊	
	不明者	重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を 一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健班を編成して避難所等に派遣 し、都は区の要請に基づき支援及び補完を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を 防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3)食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品衛生指導班による 食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 環境衛生の確保

区は、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、都と協力し、環境衛生指導班による水の消毒の確認や避難所の環境整備のための措置を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、都と協力し、保健班による栄養管理、栄養相談 及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 区は、環境大臣が指定する特例地域 (*) においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準 (**) により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 区は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を参考に、特別区、清掃一部事務組合、清掃協議会、東京都及び関係事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。

^{*}環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による、生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定することができる。(国民保護法第124条第1項より抜粋)

^{**} 環境大臣は、特例地域を指定したときは特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を区市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。(国民保護法第124条第2項より抜粋)

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上 重要な物資若しくは役務(生活関連物資等)の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため に都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童・生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の給与、被災した児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 租税等の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、下記の措置を災害の状況に応じて実施する。

- ① 区税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに区税の減免及び徴収猶予の措置
- ② 国民健康保険料・介護保険料等の徴収猶予及び減免等の措置

3 公共施設(道路等)の適切な管理

区は管理者として、道路等の区有公共施設を適切に管理する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、 一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関し て必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器(防災行政無線等)に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、 それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共施設の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路や橋梁等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他 避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、 武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下 のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って都と連携して実施する。

(2) 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺 地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実 情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により 原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し 負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失 については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る 指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたと きは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 緊急対処事態 (大規模テロ等) への対処

緊急対処事態(大規模テロ等)への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置(住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等)などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

■ 緊急対処事態(大規模テロ等)

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生 した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対 処することが必要なものをいう。

区国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

■ 想定される事態類型

事態類型	事例
①危険物質を有する施設への攻	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃
撃	
②大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、駅、列車等の爆破
③大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発に
	よる放射性物質の拡散
④交通機関を破壊手段とした攻	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ
撃	

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所(列車、劇場等)で発生する可能性が高い。

■ 区緊急対処事態対策本部設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び区緊急対処事態対策本部の設置 指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全等を確保するため、区危機管理対策本部 を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び区 緊急対処事態対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模 集客施設 (イベント施設、スポーツ施設等)等の初動対応力の強化を図る。平素及びテロ 等の発生時、区、区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者(以 下「施設管理者」という。)、当該区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関等が連携協 力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

- ① 区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を 行うため、都が設置した「テロ等の危機に関する事業者連絡会(平成18年9月設置)」 の取り組みを踏まえ、危機管理の強化や危機情報の共有等を図る。
- ② 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、経済・社会活動等区民生活に及ぼす影響を局限化するため、区に所在する大規模集客施設・医療機関・児童養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

(2) 医療機関等との連携

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

(3) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体 制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

2 対処マニュアルの整備

(1) 大規模テロ等発生時の対処マニュアル等の整備

区は、都が作成する「東京都大規模テロ等対処マニュアル(仮称)」及び区の特性を踏まえ、N(核物質)、B(生物剤)、C(化学剤)など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにしたマニュアル等の整備に努める。

(2) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアル の整備促進

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して区等が作成

する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

区は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領(参加機関、各機関の役割、資器材等)について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の 指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電 気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

区は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、備蓄又は調達を検討する。

6 訓練等の実施

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及び NBC に関する研修等を行う。

7 住民・昼間区民への啓発

- (1) 区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- (2) 区は、区外からの通勤・通学者、観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、 周知に努める。

第2章 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

- (1) 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- (2) 区は、テロ等の発生事例(特に首都や大都市)に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

区は、危機管理初動対策会議等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

- (1) 区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。
- (2) 区は、都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」(平成18年決定) に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。

第3章 発生時の対処

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区緊急対処事態対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や区対策本部の設置指定が行われていない段階では、区危機管理対策 本部を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じ た措置を行う。

1 区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われている場合

(1) 区は、政府による緊急対処事態の認定及び区緊急対処事態対策本部の設置指示が行われている場合、区緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

また、国の現地対策本部長が緊急対処事態合同対策協議会^(*) を開催する場合には、区 緊急対処事態対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交 換や相互協力に努めるものとする。

(2) 区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的 確に行うため、必要に応じて区緊急対処事態現地対策本部等を設置する。

2 区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われていない場合

(1) 区は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛 隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

- (2) 区は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・ 消防・自衛隊等関係機関(必要に応じて区内の大規模集客施設・医療機関等を含む。)に 通報する。
- (3) 区は、迅速的確に対処するため、区危機管理対策本部を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び区緊急対処事態対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

^{*} 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急対処事態対策本部等による緊急対処事態合同対策会議を開催するものとされている。

3 区危機管理対策本部による対応

(1) 危機情報の収集

区は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置(或いは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣)し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、 各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

≪区が設置する場合の参加要請先≫

・区を管轄する警察・消防・自衛隊、医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 被災者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援 を行う。

② 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が 必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示・誘導

ア 区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は都知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等(必要に応じて当該区に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。)に対して避難の指示を行う。

但し、移動中に住民等に危害が及ぶおそれがある場合については、一時的に屋内(コンクリート建物等)に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

イ 区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察、消防、自衛隊等関係機 関との連携の下、自主防災組織(防災市民組織)、自治町会、学校、事業所等を単位と して住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

ウ 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災 服・腕章・夜間照明等を携行させる。

④ 警戒区域の設定・周知

ア 区長は、災害の規模・程度等から警戒区域の設定が必要と判断した場合、又は都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路、建物等を用いて警戒 区域を設定する。

- イ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等(必要に応じて当該 区に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。)に対して警戒区域の周知を図る。
- ⑤ 警戒対応の継続・強化

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する 施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対し て警戒対応の更なる強化を促す。

4 区緊急対処事態対策本部への移行

(1) 政府による事態認定及び区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われた場合、区は、 直ちに新たな体制に移行し、区危機管理対策本部を廃止する。

≪緊急対処事態における警報≫

(2) 区長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する住民や機関等に対し警報を通知・伝達する。 なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

- ① 可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。
- ② 危険物質積載船が爆破された場合、危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するとともに、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

- ① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備 区は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。
- ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、都及び警察・消防等関係機関と協力し、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1)攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

- ① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備 区は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。
- ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、都及び警察・消防等関係機関と協力し、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する不特定多数の人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

- ① 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。
 - 警察等と連携した施設の警備強化
 - ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
 - ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導
- ② 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃 (ダーティボム)

(1) 攻撃による影響

- ① ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。
- ② ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され(急性放射線障害)、やがてガン等を発症すること(晩発性放射線障害)がある。
- ③ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

① 災害医療体制の充実

区は、医療機関等と連携し、多数の被災者に対応できるように、災害医療体制の整備 を促進する。

② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する不特定多数の人々に対して速 やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

③ 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、 区は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、 啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定する とともに、その区域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じ る。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、 風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、区の保有する装備・資器材等により対応可能な範囲内で、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動に協力する。

④ 汚染への対処

区は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、区の保有する装備・資器材等 により対応可能な範囲内で、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区域に所在 する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難住民等のスクリーニング、除染及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃(生物剤)

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏機関があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 災害医療体制の充実

区は、医療機関等と連携し、多数の被災者に対応できるように、災害医療体制の整備 を促進する。

② 隣接区市との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が広範囲に及ぶおそれがあるため、区は、隣接区市との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

③ 普及啓発

区は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発 資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、区の保有する装備・資器材等により対応可能な範囲内で、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動に協力する。

③ 感染への対処

ア 区は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・ 施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのな い区域への避難誘導を適切に行う。

イ 区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して、区の保有する装備・資器材等により対応可能な範囲内で、次の措置を講じる。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- 感染範囲の把握
- 消毒
- ワクチン接種
- 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃(化学剤)

(1)攻撃による影響

- ① 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- ② 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- ③ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

① 災害医療体制の充実

区は、医療機関と連携し、多数の被災者に対応できるように、災害医療体制の整備を 促進する。

② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する不特定多数の人々に対して速 やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定する とともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、区の保有する装備・資器材等により対応可能な範囲内で、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。

④ 汚染への対処

ア 区は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、区の保有する装備・資器 材等により対応可能な範囲内で、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区 域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

イ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1)攻撃による影響

- ① 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、 多数の死傷者が発生するおそれがある。
- ② 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する不特定多数の人々に対して速や かに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- 警察、消防、自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

資 料 編

葛飾区国民保護計画

資料編目次

資料1	関係機関の連絡先	1
資料2	葛飾区地図	4
資料3一	-1 町丁名別の世帯と人口	5
資料3-	- 2 年齢別人口	6
資料4	葛飾区道路図・鉄道路線図・船着場図	7
資料5	葛飾区災害対策本部に関する規則で定める事務	8
資料6	関係報道機関の連絡先	1 2
資料7一	-1 安否情報収集様式(省令様式第1号)	1 3
資料7-	- 2 安否情報収集様式(省令様式第2号)	1 4
資料7-	- 3 安否情報報告書(省令様式第3号)	1 5
資料7-	4 安否情報照会書(省令様式第4号)	1 6
資料7-	- 5 安否情報回答書(省令様式第5号)	1 7
(参	*考資料)	
資料8	葛飾区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	1 8
資料 9	葛飾区国民保護協議会条例	1 9
資料10	葛飾区国民保護協議会委員名簿	2 0

資料1-1 関係機関の連絡先

区分	名 称	所 在 地	電 話 番 号
	葛飾区役所	葛飾区立石5-13-1	3695-1111
	立石地区センター	" 立石 4 - 2 3 - 1 7	3 6 9 3 - 4 1 8 1
	東立石地区センター	# 東立石2-15-7	3692-9393
	東四つ木地区センター	東四つ木1−20−4	3692-9351
	四つ木地区センター	" 宝町1-1-22	3 6 9 3 - 3 8 1 1
	堀切地区センター	" 堀切3-8-5	3 6 9 3 - 5 6 3 7
	南綾瀬地区センター	" 堀切7-8-22	3604-7126
	お花茶屋地区センター	" お花茶屋2-1-12	3603-7031
区	亀有地区センター	" 亀有3-26-1リリオ館7階	3601-6790
役	青戸地区センター	『 青戸5-20-6	3601-7441
17	新小岩北地区センター	" 東新小岩6-21-1	3 6 9 4 - 2 7 8 1
所	新小岩地区センター	" 新小岩 2 - 1 7 - 1	3 6 5 3 - 7 1 5 1
	奥戸地区センター	ル 奥戸3-9-17	3 6 9 2 - 9 3 9 1
	高砂地区センター	』 高砂 3 - 1 - 3 9	3 6 5 9 - 3 3 5 0
	柴又地区センター	" 柴又1-38-2	3607-0401
	新宿地区センター	" 新宿4-1-10	3600-6062
	金町地区センター	" 東金町1-22-1	3 6 2 7 - 5 8 8 1
	東金町地区センター	n 東金町5-33-6	3607-2171
	水元地区センター	" 水元3-13-22	3607-4231
	西水元地区センター	" 西水元5-3-1-101	3607-2161
	八潮市	埼玉県八潮市中央1-2-1	0 4 8 - 9 9 6 - 2 1 1 1
近	三郷市	埼玉県三郷市花和田648-1	0 4 8 - 9 5 3 - 1 1 1 1
隣	市川市	千葉県市川市八幡1-1-1	0 4 7 - 3 3 4 - 1 5 0 7
区	松戸市	千葉県松戸市根本387-5	0 4 7 - 3 6 6 - 7 3 0 9
市	墨田区	墨田区吾妻橋1-23-20	5608-6199
113	足立区	足立区中央本町1-17-1	3880-5838
	江戸川区	江戸川区中央1-4-1	5662-2037
警	警視庁第七方面本部	江東区新木場4-12-6	3 5 2 1 - 9 1 4 8
察	〃 葛飾警察署	葛飾区立石2-7-9	3695-0110
不	〃 亀有警察署	n 新宿4-22-19	3607-0110
 消	東京消防庁第七方面本部	江東区森下5-1-4	3633-0119
情 防	"本田消防署	葛飾区東立石3-12-7	3694-0119
L	ッ金町消防署	n 金町4-15-20	3607-0119

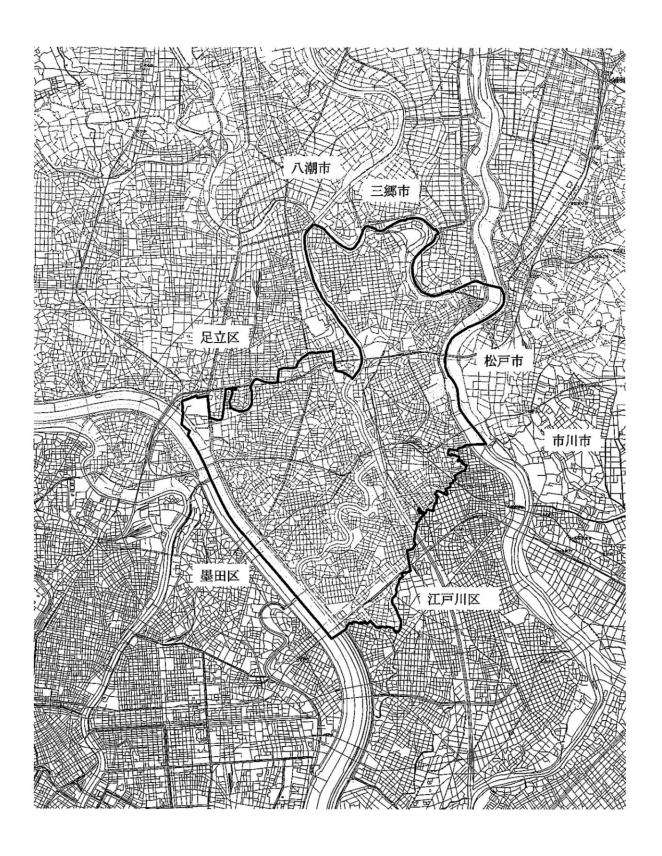
資料1-2 関係機関の連絡先

区分	名称	所在地	電話番号
道	国土交通省江戸川河川事務所	千葉県野田市宮崎134	04-7125-7311
路	" 荒川下流河川事務所	北区志茂5-41-1	3 9 0 2 - 2 3 1 1
河	"東京国道事務所	千代田区九段南1-2-1 第3合	3 2 1 4 - 7 3 6 1
) •		同庁舎15・16階	
建設	11 11	# 86 = + + 0	0.000 5.5.4.4
	亀有出張所	葛飾区新宿 4 - 2 1 - 1	3600-5541
	" 首都国道事務所	千葉県松戸市竹ヶ花86	0 4 7 - 3 6 2 - 4 1 1 1
	11 11	#### A ## 0 . 4 0 . 0	0.0.0.7
	金町国道出張所	葛飾区金町3-48-2	3 6 0 7 - 6 4 0 0
	建設局第五建設事務所	江東区亀戸2-10-7	5875-1435
	" 江東治水事務所	11 11	3 6 9 2 - 4 8 3 2
	葛飾区道路補修課	n 新宿3-7-2	3608-8291
	が 道路保全事務所	n 新宿3-7-2	3607-1114
	首都高速道路㈱東京東局	中央区日本橋箱崎町43-5	5640-4810
保健	葛飾区健康部(保健所)	葛飾区青戸4-15-14	3602-1222
•	葛飾年金事務所	" 立石3-7-3	3695-2181
清掃	葛飾区医師会	" 立石 5 - 1 5 - 1 2	3691-8536
144	葛飾区歯科医師会	" 青戸7-1-20	3602-0648
	葛飾区薬剤師会	" 四つ木1-21-5	3 6 5 1 - 2 7 2 1
	葛飾区社会福祉協議会	" 堀切3-34-1	5698-2411
	東京都血液センター葛飾出張所	" 亀有5-14-15	5 6 8 2 - 2 8 0 1
	葛飾区清掃事務所	" 立石5-13-1	3693-6113
	葛飾清掃工場	" 水元1-20-1	5660-5389
上	水道局東部第二支所	荒川区南千住6-40-1	3802-2942
上下水道	" 金町浄水管理事務所	葛飾区金町浄水場1-1	5660-1161
道	〃 葛飾営業所	" 立石8-17-4	5671-3192
電気	下水道局東部第二下水道事務所	" 小菅1-2-1	5680-1268
•	" 小菅水再生センター	葛飾区小菅1-2-1	5680-1993
ガス	東京電力㈱上野支社	台東区竜泉2-18-6	6374-8936
• 雷	東京カスタマーセンター第一	口术凸电水 4 一 1 0 一 0	0014-0800
電話			広報課 3633-4993
	東京ガス東部支店	 江東区猿江 2 - 4 - 1	お客様センター
	NINANA NICHENA		0570-002211
	(MA) years the last t	/ -task / ma -	
	㈱NTT 東日本 東京東支店	台東区上野5-24-11	5 6 8 8 - 9 1 0 2

資料1-3 関係機関の連絡先

区分	名称	所在地	電話番号
	JR 東日本東京地域本社	北区東田端2-20-68	5 6 9 2 - 6 0 5 5
·	" 新小岩駅	葛飾区新小岩1-45-1	3 6 5 1 - 0 0 9 5
	" 金町駅	" 金町6-4-1	3609-3241
	ル 亀有駅	" 亀有3-25-1	3 6 0 1 - 3 2 2 8
	JR 貨物新小岩操駅	" 東新小岩 2 - 5 - 1	3692-4919
	京成電鉄株式会社	墨田区押上1-10-3	3 6 2 1 - 2 5 5 1
	京成堀切菖蒲園駅	葛飾区堀切5-1-1	3 6 9 7 - 4 0 9 6
	″ お花茶屋駅	" 宝町2-37-1	3 6 9 4 - 8 7 4 4
交	〃 青砥駅	" 青戸3-36-1	3 6 0 4 - 4 4 4 4
通	〃 高砂駅	" 高砂 5 - 2 8 - 1	3607-1144
一地	″ 柴又駅	" 柴又4-8-14	3 6 5 7 - 2 6 1 9
	″ 金町駅	" 金町5-37-9	3607-2620
	〃 立石駅	" 立石 4 - 2 4 - 1	3 6 9 1 - 0 8 3 8
	』 四ツ木駅	" 四つ木1-1-1	3 6 9 1 - 3 7 3 5
	北総鉄道株式会社	″ 千葉県鎌ケ谷市初富928	0 4 7 4 - 4 5 - 7 1 6 1
	北総 新柴又駅	葛飾区柴又5-7-1	5 6 9 3 - 4 4 8 8
	都バス 青戸支所	" 白鳥1-8-1	3691-2909
	京成バス奥戸営業所	" 奥戸2-9-26	3 6 9 1 - 0 9 3 5
	" 金町営業所	" 金町1-12-18	3 6 0 7 - 5 1 3 8
税	葛飾税務署	ル 立石8-31-6	3 6 9 1 - 0 9 4 1
	葛飾都税事務所	" 立石5-13-1	3 6 9 7 - 7 5 1 1
法	葛飾法人会	" 立石7-29-2	3 6 9 3 - 3 7 4 4
務	東京拘置所	" 小菅1-35-1	3 6 0 1 - 2 1 8 1
等	法務局城北出張所	" 小菅4-20-24	3 6 0 3 - 4 3 0 5
郵	葛飾郵便局	" 四つ木2-28-1	3 6 9 5 - 9 1 0 3
便	葛飾新宿郵便局	" 金町1-8-1	3 6 0 7 - 2 2 9 2

資料2 葛飾区地図 [計P9]



	世帯数	帯数 一人口	YD			世帯数		ΥD			世帯数		Υ□	人口
地域		男	女	+=	地域			女	+=	地域	+	男	女	<u>+</u> a
総数	77,982	227,230	226,504	453,734	新小岩1丁目	2,327	1,944	1,883	3,827	東新小岩2丁目	1,532	1,722	1,654	3,376
青戸1丁目	893	758		1,535	新小岩2丁目	2,574	2,147	2,003	4,150	東新小岩3丁目	1,724	1,522	1,534	3,056
青戸2丁目	077	736		1,429	新小岩3丁目	2,220	2,106	1,823	3,929	東新小岩4丁目		1,214	1,089	2,303
青戸3丁目	2,897	2,614		5,405	新小岩4丁目	2,398	2,126	1,858		東新小岩5丁目	1,770	1,735	1,602	3,337
青戸4丁目	1,687	1,774		3,486	画砂1丁目	1,212	1,244	1,168		東新小岩6丁目	1,577	1,682	1,527	3,209
₹戸5丁目	1,585	1,529		3,080	高砂2丁目	1,467	1,430	1,383	2,813	東新小岩7丁目	1,688	1,703	1,675	3,378
青戸6丁目	1.806	1,690	1,631	3,321	高砂3丁目	2,052	1,951	1,957	3,908	東新小岩8丁目	1,675	1,937	1.777	3,714
育戸7丁目	2,581	2,961		5,923	高砂4丁目	686	759	1,040	1,799	東立石1丁目	1,054	1,174	1,105	2,279
青戸8丁目	1,428	1,424	1,358	2,782	高砂5丁目	1,357	1,256	1,270	2,526	東立石2丁目	995	966	666	1,995
奥戸1丁目	919	1,099	1,053	2,152	高砂6丁目	746	800	726	1,526	東立石3丁目	1,198	1,207	1,190	2,397
夏戸2丁目	2,296	2,499	2,446	4,945	高砂7丁目	1,303	1,352	1,214	2,566	東立石4丁目	2,323	2,391	2,452	4,843
國戸3丁目	1,436	1.549		3,040	高砂8丁目	1,141	1,053	1,103	2.156	東堀切1丁目	1,163	1,145	1,224	2.369
9万4丁目	1,066	1.246		2.411	完町1丁目	1.529	1.585	1.552	3.137	東堀切2丁目	1.524	1.674	1,772	3.446
11月57日	996	980		1,990	宝町2丁目	2.259	2.145	2,192	4.337	東堀切3丁目	958	1.049	1,092	2.141
I LO /	866	957		1.836	かあ1丁目	1 085	1016	1018		一年 11 日	891	946	086	1 926
110/2	750	800		1 749	サガット日	1 385	1 449	1 320		一年十十二日	1008	1 167	1178	0.345
	000	000			7477 H	000,1	0,44,4	7075	2,709	米小ルとし口	1040	(01,1	0/1,1	2,040
I HOLIN	000	700			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1,192	0/1/1	121,1	2,303	米小元の一日	170	707	00/	204,1
- 11	600	00/	604		1447 E	1,343	1.311	1,380	2,691	東水元41日	444	060	283	1,1/3
おれ来解し日		986			1407E	1,447	1.471	200,1		米木元の丁田	930	1,004	100	2,138
お化糸屋21日	/88	888			五467日	1,619	1,664	1,/35		果水元6」目	165	198	202	403
化茶屋31目		1,485			五477目	983	888	968		東四つ不11日	1,037	1,118	1,050	2,168
金町1丁目	1,250	1,251		2,547	立石8丁目	2,482	2,357	2,393		東四つ木2丁目	2,077	2,145	2.149	4,294
	1,672	1,618		3,296	新佰1丁目	1,177	1,229	1,235		東四つ木3丁目	1,557	1,558	1,588	3,146
町3丁目	2,124	1,917		3,926	新佰2丁目	883	936	888		東四つ木4丁目	2,106	2,211	2,222	4,433
金町4丁目	1,372	1,351		2,683	新宿3丁目	894	1,001	1,010		第四1十四	924	1,012	997	2,009
町5丁目	1,541	1,412		2,783	新宿4丁目	1,056	1,047	1,103	2,150	都田2丁目	141	181	187	368
H 6 J H	1,250	1,233	1,3/5	2,608	新価も丁目	1,052	1,060	1,053	2,113	東田3一四	1,160	1,386	1,31/	2,703
金町浄水場	0	٥		0	新宿6丁目	1,360	1,312	1,524	2,836	細田4丁目	1,681	1,838	1,769	3.607
11月目	1,458	1,434		2,900	西亀有1丁目	1,500	1,608	1,581		第田5丁目	1,242	1,261	1,038	2,299
(倉2丁目	1,137	1,205		2,450	西亀有2丁目	2,560	2,468	2,520		堀切1丁目	2,116	2,271	2,328	4,599
(倉3丁目	2,132	2,294	2,362	4,656	西亀有3丁目	1,874	2,039	1,982		堀切2丁目	2,851	2,746	2,829	5,575
倉4丁目	1,415	1,432		2,888	西亀有4丁目	1,223	1,208	1,195		堀切3丁目	1,558	1,538	1,502	3,040
(有1丁目	2,102	2,067		4,269	西新小岩1丁目	1,428	1,222	1,511	2,733	堀切4丁目	2,014	1,938	1,938	3,876
4年2丁目	3,123	2,937		5,956	西新小岩2丁目	542	533	448		堀切5丁目	1,604	1,501	1,443	2,944
4有3丁目	3,439	3,466		7,121	西新小岩3丁目	1,831	1,861	1,842		堀切6丁目	1,327	1,336	1,252	2,588
1有4丁目	1,751	1,754		3,594	西新小岩4丁目	2,955	2,867	2,780		堀切7丁目	1,403	1,485	1,446	2,931
1有5丁目	2,651	2,363	2,508	4,871	西新小岩5丁目	1,748	1,831	1,754	3,585	掘切8丁目	1,284	1,293	1,302	2,595
、菅1丁目	2.214	2,249		4,112	西水元1丁目	836	1,015	954		水元1丁目	1,105	1,299	1,262	2,561
小菅2丁目	1,516	1,556		2,916	西水元2丁目	1,134	1,335	1,314		水元2丁目	1,282	1,507	1,434	2,941
1000	1,054	962	975	1,940	西水元3丁目	1,290	1,633	1,551		水元3丁目	1,385	1,556	1,597	3,153
(官4丁目	1,636	1,428		2,707	西水元4丁目	822	733	810		水元4丁目	1,326	1,554	1,605	3,159
[又1丁目	2,065	2,021		4,067	西水元5丁目	720	780	825		水元5丁目	630	724	737	1,461
柴又2丁目	1,198	1,369	1,381	2,750	西水元6丁目	708	863	800		水元公園	0	0	0	0
EX3TE	1,800	1,933		3,986	東金町1丁目	3,005	2,873	3,035		南水元1丁目	1,837	1,880	2,034	3,914
米×4」田中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の	0.18.1	1,942		3,941	東田町と一田中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の中の	1,8/3	1,737	1,917		用水光と一日本水川の十日	1,279	1,487	1,405	2.892
米人ひし日本なら十日	1,022	000'1	1,706	3,372	米月町の一口	1,477	1,303	1,340	2,046	五十九ら 一日 オナー・	1,462	1,612	026.1	3,748
米入り」日本フィーロ	0004	1007		3,103	米月四十一四十二四十二四十二四十二四十二四十二四十二四十二四十二四十二四十二四十二四十二四	1,280	0.450	1000	2,923	三十十十二三二十十十二二十十十二二十十十十二二十十十十二十二十十十十二十二十二十二十二十二十	1,003	1 200	000,1	3,332
2人7月日	909	679		1171	米月四〇一四	1 105	1,939	1,000	9,024	1 H - + C E	1,410	1,006	1,001	2,700
白庫の丁目	1,669	1 734	1 750	3 484	本部四01日	677	803	891	1 784	日子の大の日	949	1016	010	1 935
高3丁目 第3丁目	200,1	1686		3,358	一 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	335	450	435		日子本人日日	1 747	1 920	1 864	3.784
白扁4丁目	1,922	2.017		4.143	東新小岩1丁目	1,773	1.863	1.817	3	四つ木5丁目	1.153	1,230	1,160	2390
						0.0000000000000000000000000000000000000	The second secon	The state of the s		1	CONTRACTOR OF THE PERSON OF TH			

資料3-2. 年齢別人口

平成28年4月1日現在 年齢 総数 女 年齢 総数 男 女 年齢 総数 男 女 226,504 総数 453,734 227,230 40 - 44 80 - 84 38,180 19,844 18,336 17,731 7,122 0 - 418,408 9,535 8,873 10,609 0 3,655 1,897 1,758 6,967 3,606 3,361 4,269 1,776 2,493 3,799 1,970 1,829 7,500 3,917 3,583 3,824 1,573 2,251 2 3,728 1,900 1,828 7,782 3,995 3,787 3,417 1,370 2,047 3 3,624 1,900 1,724 43 7,996 4,198 3,798 83 3,429 1,357 2,072 4 3,602 1,868 1,734 7,935 4,128 3,807 84 2,792 1,046 1,746 44 17,862 9,182 45 - 49 35,979 18,793 17,186 85 - 89 5 8,680 9.475 3,264 6,211 1,820 1,797 7,649 3,616 863 1,559 3,617 4,033 2,422 5 45 85 7,458 6 3,630 1,892 1,738 46 3,892 3,566 86 2,096 744 1,352 647 7 3,576 1,815 1,761 47 7,312 3,839 3,473 87 1,935 1,288 8 3,611 1,883 1,728 48 7,375 3,840 3,535 88 1,605 539 1,066 9 3,428 1,772 1,656 49 6,185 3,189 2,996 89 1,417 471 946 10 - 1417,669 9,143 8,526 50 - 5431,551 16,492 15,059 90 - 943,785 990 2,795 3,170 10 3,378 1,738 1,640 50 6,643 3,473 90 1,170 363 807 11 3,447 1,800 1,647 51 6,821 3,533 3,288 91 911 235 676 707 12 3,598 1,835 1,763 52 6,415 3,364 3,051 92 179 528 1,716 53 93 532 114 13 3,599 1,883 5,971 3,129 2,842 418 14 3,647 1,887 1,760 54 5,701 2,993 2,708 94 465 99 366 15 - 1919,356 9,972 9,384 55 - 59 25,741 13,525 12,216 95 -1,142 203 939 3,783 1,912 1,871 55 5,372 2,851 2,521 95 352 67 285 15 16 3,615 1,849 1,766 56 5,412 2,795 2,617 96 261 47 214 1,822 2,451 155 34 121 17 3,788 1,966 57 5,219 2,768 97 104 3,964 2,046 1,918 4,896 2,572 2,324 127 23 18 58 98 19 4,206 2,199 2,007 59 4,842 2,539 2,303 99 83 9 74 20 - 2423,677 12,358 11,319 60 - 6425,572 13,366 12,206 100 59 6 53 4,171 2,161 2,010 4,843 2,544 2,299 101 42 10 32 20 60 3 25 21 4,618 2,374 2,244 61 5,116 2,699 2,417 102 28 22 4,736 2,502 2,234 5,009 2,577 2,432 103 15 2 13 62 23 5,002 2,617 2.385 5,233 2,743 2.490 104 7 1 6 63 5 1 24 5,150 2,704 2,446 64 5,371 2,803 2,568 105 4 25 - 29 0 4 26,986 13,971 13,015 65 - 6931,640 16,045 15,595 106 4 0 0 0 5,272 2,721 2,551 5,954 3,069 2,885 107 0 3 26 5,188 2,719 2,469 6,609 3,378 3,231 108 3 27 5,511 2,825 2,686 6,536 3,359 3,177 109 1 0 1 28 5,481 2,854 2,627 68 7,070 3,526 3,544 110 0 0 0 29 5,534 2,852 2,682 69 5,471 2,713 2,758 111 0 0 0 30 - 34 29,584 15,412 14,172 70 - 74 24,888 11,549 13,339 112 0 0 0 3,001 5,713 2,712 3,739 1,844 1,895 0 0 0 30 70 113 0 5,762 3,011 4,874 0 0 31 2,751 71 2,319 2,555 114 3,106 0 0 0 32 5,903 2,797 72 5,644 2,590 3,054 115 6,055 3,172 2,883 73 5,233 2,395 2,838 116 0 0 0 33 3,122 2,401 2,997 0 0 0 34 6,151 3,029 74 5,398 117 75 - 79 35 - 3932,242 16,978 15,264 22,266 9,486 12,780 118 0 0 0 35 6,022 3,160 2,862 75 5,010 2,234 2.776 119 0 0 0

4,402

4,153

4,546

4,155

1,885

1,745

1,932

1,690

2,517

2,408

2,614

2,465

120

0

0

0

3,021

3,169

3,122

3,090

76

77

78

79

36

37

38

39

6,350

6,537

6,756

6,577

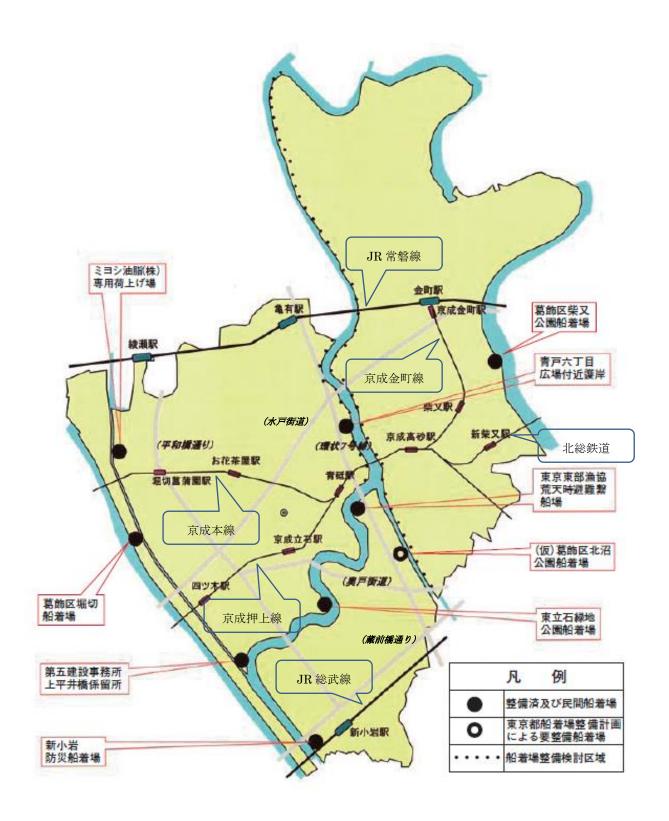
3,329

3,368

3,634

3,487

資料4 葛飾区道路図、鉄道路線図、船着場図 [計P9、35]



資料 5 葛飾区災害対策本部に関する規則で定める事務 【計 P4 6】

各部局室の名称	分掌業務
災対政策経営部	(1) 災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること
	(2) 災害に関する広報、広聴及び区民相談に関すること
	(3)報道機関との連絡に関すること
	(4) 災害の記録に関すること
	(5) 災害対策予算に関すること
	(6)義援金及び義援品の受入れ及び配分に関すること
	(7) 電算センター及びデータセンターに設置されている情報システム
	の保全及び管理に関すること
	(8) 葛飾区情報システムの管理運営に関する規則(平成17年葛飾区
	規則第46号)第7条第2項第4号に規定する区長が別に定める情
	報システムの管理に関すること
	(9)被災者生活再建支援システムに関すること
災対総務部	(1)総合庁舎の保全及び管理に関すること
	(2) 葛飾区議会との連絡及び調整に関すること
	(3) 法令の解釈及び適用に関すること
	(4)他の部に属しないボランティアの受入れ、派遣及び活動支援に関
	すること
	(5) 本部及び現地本部の職員の動員及び給与に関すること
	(6) 本部及び現地本部の職員の健康管理及び災害補償に関すること
	(7)他の地方公共団体等の職員の受入れ及び派遣に関すること
	(8) 労務の調達に関すること
	(9) 物品、資材及び器材、食糧等の調達に関すること
	(10) 普通財産用地及び市街地整備用地の保全及び管理に関すること
	(11) 区民税等の災害時に係る特例に関すること
	(12) 救援救助物資及び飲料水等の輸送計画、配分計画及び輸送に関
	すること
	(13)金町浄水場及び水元給水所における給水並びに高砂北公園給水
	施設の運用に関すること
	(14) 災害救助法の適用前の応急仮設住宅の建設に関すること
	(15)区有建築物の被害状況調査に関すること
	(16) 区有建築物の応急修理及び補強に関すること
	(17) 区有建築物等の解体についての調整に関すること
	(18) その他他の部に属しない災害対策に関すること
災対地域振興部	(1) 本部長室の庶務に関すること
	(2) 災害対策事業に係る連絡及び調整に関すること
	(3) 防災関係機関との連絡及び調整に関すること
	(4) 本部の指令及び要請に関すること
	(5)災害救助法の適用手続に関すること
	(6) 防災行政無線の通信に関すること
	(7)遺体の収容計画に関すること
	(8) 地域応急活動に関すること
	(9) 地域住民に関する情報の収集及び提供に関すること
	(10) 地域住民との連絡及び調整に関すること
	(11) 地区災害対策拠点に関すること
	(12) 地域振興部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応

	急措置(当該施設における被害の拡大を防止するための措置をい
	う。以下同じ。)に関すること
	(13)地域振興部の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及
	び支援に関すること
	(14) 葛飾区文化会館に設置される給水施設の保全、管理及び運用に
	関すること
	(15) 外国人に係る災害対策に関すること
	(16) 埋火葬等に関すること
	(17) り災証明に関すること
災対産業観光部	(1)産業観光部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急
	措置に関すること
	(2)産業観光部の所管する施設に設置される救援救助物資集積拠点の
	開設及び運営に関すること
	(3) 商業、工業、農業及び観光の災害対策に関すること
	(1)環境部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置
20/13/N3000	に関すること
	(2) 災害地の生活環境保全に関すること
	(3) 公害対策に関すること
	(4)災害により生じた廃棄物(がれき、生活ごみ及びし尿をいう。)の
	処理計画及び処理に関すること
災対福祉部	(1) 災害時要配慮者の支援等に関する計画及び調整に関すること
) () () (III III III III	(2) 義援金及び義援品並びに災害弔慰金の支給に関すること
	(3)被災者に対する緊急融資に関すること
	(4) 福祉に関するボランティアの受入れ、派遣及び活動支援に関する
	こと
	(5) 葛飾区かつしかボランティアセンターとの連絡及び調整並びに葛
	飾区かつしかボランティアセンターの支援に関すること
	(6) 高齢者及び障害者の収容計画の策定、収容、援護等に関すること
	(7) 福祉部の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及び支援
	に関すること
	(8) 高齢者施設及び障害者施設に設置される専用避難所の開設、運営
	及び支援に関すること
	(9) 福祉部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置
	に関すること
	(10) 福祉部の所管する施設の利用者の保護に関すること
	(11)被災者の生活保護及び生活支援に関すること
災対健康部	(1) 災害医療計画の策定に関すること
Jen vergen	(2) 医療救護所の開設及び運営に関すること
	(3) 医療及び助産物資の確保及び配分に関すること
	(4) 傷病者の手当及び転送に関すること
	(5) 医師会、歯科医師会等の医療関係機関との連絡及び調整に関する
	(0) 区間五、国行区間五等の区が周が成因との建相及り調金に因う。
	(6) 医療救護ボランティアの受入れ及び調整に関すること
	(7) 応急医療救護班の派遣要請、受入れ及び調整に関すること
	(8) 消毒、害虫駆除等の感染症対策に関すること
	(9)食品衛生及び環境衛生に関すること
	(10)保健相談及びメンタルケアに関すること
	(11) 健康部の所管する施設の利用者の保護に関すること
	(11/ 姪豚印ツンクク目;る肥収ツクヤリ四白ツ/床碳(に)判りること

	(10) 独古如《王林 上》 杜祖《伊人 林田 林忠小 冯祖 本五 2 8 广东县
	(12)健康部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措 置に関すること
災対子育て支援	(1) 子育て支援部の所管する施設の利用者の保護に関すること
部	(2) 保育園児及び学童保育クラブに入会している児童の安否確認に関
HP	すること
	(3)児童及び乳幼児の相談に関すること
	(4)子育て支援部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応
	急措置に関すること
	(5) 児童及び乳幼児の緊急一時受入れに関すること
	(6) 子育て支援部の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及
	び支援に関すること
	(1)都市計画に関する災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること
2001 BB 113 TE WHITE	(2) 民間建築物の被害状況調査に関すること
	(3) 応急仮設住宅に関すること
	_ · / / = = / / /
	(4)被災者の住宅の相談、応急融資等に関すること
	(5) 建築ボランティアの受入れ、派遣及び活動支援に関すること
	(6) 民間建築物の応急危険度判定に関すること
	(7)道路、橋梁 ^{りょう} 等の土木施設の保全、管理及び被害状況調査並びに
	当該施設の応急的な復旧に関すること
	(8) 緊急啓開路線、区道等の障害物の除去等に関すること
	(9) 土木施設管理者及び交通管理者並びに水道、電気、ガス等の事業
	者との連絡及び調整に関すること
	(10)遺体の搬送及び収容に関すること
	(11) 水防対策に関すること
	(12)がれき集積場所等の確保に関すること
	(13)水上輸送計画に関すること
	(14)都市整備部の所管する施設に設置される給水施設の保全、管理
	及び運用に関すること
	(15)都市整備部の所管する施設に設置される避難場所の調査及び保
	全に関すること
	(16)第7号から前号までに掲げるもののほか、土木全般に関するこ
	と
<u>災対会計管理室</u>	(1) 災害対策に係る現金の出納に関すること
火刈云司 目 <u></u> 生主	
	(2) 災害対策に係る物品の出納保管に関すること
	(3) 救援救助物資並びに義援金及び義援品の出納保管に関すること
災対教育委員会	(1) 学校児童・生徒及び幼稚園児の保護及び安否確認に関すること
事務局	(2) 学校児童・生徒及び幼稚園児の保健相談及びメンタルケアに関す
	ること
	(3) 教材、学用品等の調達及び配給に関すること
	(4) 応急教育の実施計画及び実施場所に関すること
	(5)教育実施者の確保に関すること
	(6) 学校の給食及び保健衛生の指導に関すること
	(7)教育委員会事務局の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及
	び応急措置に関すること
	(8)教育委員会事務局の所管する施設に設置される避難所の開設、運
	営及び支援に関すること
	(9)教育委員会事務局の所管する施設に設置される救援救助物資集積
	拠点の開設及び運営に関すること

	(10)教育委員会事務局の所管する施設に設置される給水施設の保全、
	管理及び運用に関すること
	(11)教育委員会事務局の所管する施設に設置される避難場所の調査
	及び保全に関すること
	(12) 校外施設の有効活用に関すること
	(13) 文化財の応急修理及び保全に関すること
	(14) 葛飾区教育委員会との連絡及び調整に関すること
	(15) 東京都教育委員会との連絡及び調整に関すること
災対区議会事務	(1) 葛飾区議会議員との連絡及び調整に関すること
局	(2) 葛飾区議会議員が収集した災害情報の整理及び伝達に関すること

資料6 関係報道機関の連絡先

報這機関名		郵便番号	住所	電話	EAX
朝日新聞社	東部支局	130-0026	墨田区両国4−8−10 MYSビル2階	3631-2250	3631-1337
毎日新聞社	とうきょう支局	100-8051	千代田区一ツ橋1-1-1	3213-9701	3212-5186
読売新聞社	江東支局	130-0022	墨田区江東橋2-13-4 ホメスト錦糸町ビル7	3631-6116	3632-2530
産経新聞社	社会部	100-8078	千代田区大手町1-7-2	3275-8745	3270-5869
東京新聞社	したまち支局	111-0034	台東区雷門2-4-9 明祐ビル5階	3844-2215	5827-7470
日本経済新聞社	地方部		千代田区大手町1-3-7	3345-1161	5322-8585
共同通信社	都庁記者クラブ	163-8001	新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎6階	3345-0231	33450234
時事通信社	都庁記者クラブ	163-8001	新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎6階	3343-0525	3343-0526
NHK報道局	首都圏放送センター	150-8001	渋谷区神南2-2-1	5455-3425	3467-7355
日本テレビ	報道局社会部	105-8741	港区東新橋1-6-1	6215-3520	6215-0042
日本テレビ	城東支局	120-0003	足立区東和2-22-16-603	3606-8084	3606-8084
ΓΒSテレビ	社会部	107-8066	港区赤坂5-3-6 TBS放送センター2階社会部	5571-3141	5571-2179
ΓBSテレビ	都庁記者クラブ	163-8001	新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎6階	3348-0631	3348-0632
フジテレビ	報道局センター	137-8088	港区台場2-4-8	5500-8477	5500-7576
テレビ朝日	城東支局	120-0003	足立区東和1-1-1-202	5616-0619	5616-0984
テレビ東京	報道局	105-8012	港区虎ノ門4-3-12	5470-7777	5473-3443
MX-TV	東京ニュースセンター	102-8002	千代田区麹町1-12 メディアセンター	5213-1955	5213-1883
かつしかエフエム		124-0012	葛飾区立石5-13-1	5670-5321	5670-5332
株式会社ジュ	ピターテレコム	120-8576	足立区綾瀬2-28-6	5680-8516	5680-7078
郭政新報社		160-0023	新宿区西新宿7-23-1 TSビル6階	5330-8786	5330-8808
(都よみうり新聞社		134-0091	江戸川区船堀3-7-11 矢島ビル301	6663-9010	6663-9011
成東タイムズ社		124-0023	葛飾区東新小岩4-13-4	3694-3989	3695-8208
葛飾経済新聞社		125-0061	葛飾区亀有5-33-4 浅野ビル2階	5856-3674	5856-3679

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年月 日 分) ① 氏 名 ② フリガナ ③出生の年月日 年 月 日 ④男女の別 男 女 |⑤ 住 所 (郵 便 番 号 を 含 む 。) ⑥ 国籍 その他(日 本 |⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報 ⑧ 負 傷 (疾病)の該当 負 傷 非該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩現在の居所 ⑪連絡先その他必要情報 ②親族・同居者からの照会があれ ば、①~⑪を回答する予定です 回答を希望しない 回答を希望しない場合は、 〇で囲んで下さい。 □ 知人からの照会があれば①⑦⑧を 回答する予定ですが、回答を希望 回答を希望しない しない場合は〇を囲んで下さい。 ④ ① ~ ⑪ を 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外の者からの照会に対する回答 同意する 又は公表することについて、同 意するかどうか〇で囲んで下さ 同意しない ٧١ 。 ※ 備 考

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年月日時分)

													tacaca a	200050	3000	0.000				00000		251.200		200	100
1	氏	名																							
2	フ	IJ	ガ	ナ																					
3	出	生	の	年	月	日												年			F	1		日	
4	男	女	の	別														男						女	
(5)	住	所	(郵	便	番	号	を	含	む	0)													
6	玉	籍															日	本		そ	の	他	()
7	そ	の	他	個	人	を	識	別	す	る	た	め	の	情	幸	報									
8	死	亡	の	日	時	`	場	所	及	び	状	況													
9	遺	体	が	安	置	さ	れ	て	٧١	る	場	所													
10	連	絡	先	そ	の	他	必	要	情	報															
	1															外			同	意	す	る			
	者と					云	15	对	3.	る	回	谷	3	5					同	意	L	な	٧١		
*	備	考																							

(注 1) 本収集は、国民保護法第 9 4 条 第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 9 5 条 第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先	
同意回答者住所	,	続 柄

(注 5) ⑪ の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

 $\exists \Box$ 報 鞍 重 KI 英

丰

1										
	備考									
時 <u>台</u> 投	砂親族・同居者・知 人以外の者への回答 又は公表の同意									
	⑬知人への 回答の希望									
年 月	⑫親族・同 居者への回 答の希望									
報告日時: 市町村名:	⑪連絡先その 他必要情報									
	⑩現在の居所									
	⑤負傷又は 疾病の状況									
	®負傷 (疾病)の該当									
	⑦その他個人 を識別するた めの情報									
	●国籍									
	⑤住 所									
	金男女 の別									
	③出生の 年月日									
	②フリガナ									
	①氏 名									

1284

2

この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
1 歳力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑥負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
1 歳のへ⑩の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入顧います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

	総務大臣 『道府県知事) (市町村長)	殿		年	月	日
			申 請 者 住所(居所)			
			氏 名			
		87 55	式力攻撃事態等における国民の保 第1項の規定に基づき、安否情報			A - A
(照会をする理 (○を付けて下さい		① 被照会者の親族又は同居者である ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び)		であるカ	こめ 。
場	合、理由を記入 -。)	(3) (3)	③ その他 ()
	備	考				
被照合	氏	名				
被照会者 を	フリガ	ナ				
特定す	出生の年	月日				
9 る た	男女の	別				
めに	住	所				
必要な	国(日本国籍を有しない		日本 その他	()
事項	その他個人をるための情報	識別す				
*	申請者の確	認				
*	備	考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号(第4条関係)

安否情報回答書

	殿		年	月	日
		『照会があった安否情報に	(総務大臣 脳道府県知野市町村長))
ま	す。 	T			
避	難住民に該当するか否かの別				
	攻撃災害により死亡し又は負 た住民に該当するか否かの別				
	氏 名				
	フリガナ				
被	出生の年月日				
照	男女の別				
会	住 所				
者	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他	()
144700	その他個人を識別 するための情報				
	現在の居所				
	負傷又は疾病の状況				
	連絡先その他必要情報				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃 災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非 該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料8

葛飾区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月29日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、葛飾区国民保護対策本部(以下「保護本部」という。)及び葛飾区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)、国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)のほか、必要な職員を置く。

(組織)

- 第3条 保護本部に本部長室及び部を置く。
- 2 部に部長を置く。

(職務)

- 第4条 本部長は、保護本部の事務を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 前各項に定めるもののほか、保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。 (会議)
- 第5条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて、 保護本部の会議を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他葛飾区の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

- 第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者を充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、葛飾区規則で定める。 (緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、葛飾区緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

葛飾区国民保護協議会条例

平成18年3月29日 条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、葛飾区国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、55人以内とする。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (会長の職務代理)
- 第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

- 第5条 協議会に、幹事55人以内を置く。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

- 第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ 指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

葛飾区国民保護協議会委員 名 簿

No.	種別	職	勤務先職名
1	国民保護法第40条	会長	葛飾区長
	第2項の区長	0/18/00/17/0	8 5 1 1 S S
-	同第40条第4項第1号 の指定地方行政機関の	委員	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
3	職員		国土交通省荒川下流河川事務所長
4	日第40名第0日		国土交通省東京国道事務所長
	同第40条第2号 自衛隊に所属する者		陸上自衛隊第1普通科連隊第3中隊長
6	同第40条第4項第3号		警視庁第七方面本部長
7	都の職員		警視庁葛飾警察署長
8			警視庁亀有警察署長
9			本田消防団長
10			金町消防団長
11			建設局第五建設事務所長
12			東京都江東治水事務所長
13			水道局金町浄水管理事務所長
14			水道局東部第二支所配水課長
15			水道局葛飾営業所長
16			東京都下水道局東部第二下水道事務所長
17	同第40条第4項第4号 区の副区長		葛飾区副区長
18	同第40条第4項第5号		葛飾区教育委員会教育長
19	葛飾区の教育長 及び消防吏員		東京消防庁第七消防方面本部長
20			東京消防庁本田消防署長
21			東京消防庁金町消防署長
3998)	同第40条第4項第6号 葛飾区の職員		政策経営部長
23	る即区の順貝		総務部長
24			地域振興部長
25			環境部長
26			福祉部長
27			健康部長
28			都市整備部長
29	El ble co fit ble coll bless El		都市施設担当部長
- 500	同第40条第4項第7号 指定公共機関又は		日本貨物鉄道㈱新小岩信号場駅長
31	指定地方公共機関		東日本旅客鉄道㈱新小岩駅長
	の役員又は職員		東日本旅客鉄道㈱金町駅長
33			東日本電信電話㈱東京事業部 東京東支店長
34			東京電力(株)上野支社 副支社長
35			東京ガス㈱東部支店長
36			京成電鉄㈱京成高砂駅長
37			首都高速道路㈱東京東局土木保全部長
38			日本郵便(株)葛飾郵便局総務部長
39			北総鉄道㈱新柴又駅務区長
40	同第40条第4項第8号		京成タウンバス(株)業務課長
1	印第40余第4項第8万 知識又は経験		葛飾区議会議員
42	を有する者		葛飾区議会議員
43			葛飾区議会議員
44			葛飾区議会議員
45	}		葛飾区医師会危機管理部理事
46	}		葛 飾区歯科医師会会長 葛 飾区薬剤師会理事
48	}		葛飾区自治町会連合会副会長
49	}		葛飾区自治町会連合会副会長
50	-		葛飾区婦人団体連合会会長
51			かつしか女性会議
91			//・フレ//・女任玄晄

用語集

用 語 集

【あ行】

用語	主な該当 P	説 明
e ーラーニング	P. 31	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育
		システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師と
		の質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワーク
		に接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が
		可能。

【か行】

用語	主な該当 P	説明
緊急情報ネット	P. 23	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネット
ワークシステム		ワーク「LGWAN」を利用した国(総理大臣官邸)と地方公共団
(通称:Em-n		体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム
e t (エムネッ		
ト))		
緊急対処事態	P. 97以降	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が
	等	発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められ
		る事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。(武
		力攻擊事態対処法第25条)
緊急通報	P. 57	緊急通報は、実際に発生し、又はまさに発生しようとしている武力
		攻撃災害による危険を防止するため都知事が緊急に発令するもの。
		なお、警報は国の対策本部長が発令するもの。

【さ行】

用語	主な該当 P	説明
サーベイランス	P. 87	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを
		継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原
		体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行
		うこと。
災害拠点病院	P. 22, 7	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者
	2	を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成
		し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の
		医療を行う病院。
指定行政機関	P. 48, 5	政令で定める次の機関。
	0, 52	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消
		防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、

		厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネ
		ルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、
		海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省
		(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号)
指定公共機関	P. 3, 8,	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の
	20,21,	公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む
	43,69,	法人で、政令で定められている。
	72、75	(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号)
指定地方行政機	P. 7, 50,	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で政令で定
関	5 2	められている。
		(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号)
指定地方公共機	P. 3, 8,	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公
関	48,50,	益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的事業を営む法
	51,52,	人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立
	60,63,	行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知
	69、75	事が指定するものをいう。(国民保護法第2条第2項)
自主防災組織	P. 3, 22,	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民
	25,52,	が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神によ
	56,61,	り、効果的な防災活動を実施することを目的に、町会や自治会など
	62,103	を主体に結成されている地域の防災活動を担う組織をいう。
事態認定	P. 17, 4	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力
	2,43,6	攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊
	4,102	急対処事態として認定すること。
ジュネーブ諸条	P. 30	1949年のジュネーブ諸条約(ジュネーブ4条約)のこと。
約		武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの
		者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護するこ
		とによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的
		とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入
		した。
		・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約
		・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約
		・捕虜の待遇に関する第3条約
		・文民の保護に関する第4条約
生活関連等施設	P. 7, 16,	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施
	37、38、	設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすお
	44,46,	それがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺
	8 4	地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
全国瞬時警報シ	P. 23	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕

ステム (通称:	のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象
J-ALERT	庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無
(Jアラート)	線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に
	伝達するシステム

【た行】

用語	主な該当 P	説 明
ダーティボム	P. 13, 9	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを
	7、106	意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発
		の被害と放射能による被害をもたらす。
第一追加議定書	P. 30	第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などによ
		り、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーブ
		条約を補完・拡充するジュネーブ条約追加議定書の一つで、締約国
		間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。
		追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる
		非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。
		これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年
		8月31日(2005年2月28日発効)
トリアージ	P. 83	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や
		重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決
		定すること。

【な行】

用語	主な該当 P	説明
(公財)日本中毒	P. 22	化学物質の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要
情報センター		な情報の収集、整備及び問い合わせに対する情報提供等を行い、我
		が国の医療の向上を図ることを目的とした財団法人。

【は行】

用語	主な該当 P	説明
武力攻擊事態	P. 42以降	武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した
	等多数掲載	事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認めら
		れる事態をいう。(武力攻撃事態対処法第2条)
防衛出動及び治	P. 51	内閣総理大臣の命令に基づく治安出動(自衛隊法第78条)及び都
安出動		知事の要請に基づく治安出動(自衛隊法第81条)



【や行】

用語	主な該当 P	説明
要配慮者	P. 56等	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階にお
		いて特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、
		乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。

平成28年6月発行

『葛飾区国民保護計画〔改定版〕』

編集・発行 葛飾区 地域振興部 防災課 〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目13番1号 1m 03-3695-1111 (代表) 内線2267

この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。

